

清末廈門における英籍華人問題

村 上 衛

はじめに	143
I オールコックの服装規定の成立	145
II 華人保護と清朝地方官僚	148
III 英籍華人の経済活動と清朝地方官僚の対応	151
IV 英籍華人と中国人のあいだで	159
V イギリスと清朝のはざままで	167
おわりに	178

はじめに

19世紀後半、汽船の定期航路開設や電信の発達に代表される交通通信技術の発達は、旧来から密接であった華南と東南アジアの距離を急速に接近させた。また、同時期に植民地化された東南アジアの開発も急速に進み、東南アジアにおける労働力需要は急増した。その結果、1880年代から、短期の出稼ぎ労働者を中心に華南から東南アジアへの中国人移民は激増⁽¹⁾、中国と東南アジアの貿易も急速に拡大した⁽²⁾。これにともない、東南アジアから華南に戻る出稼ぎ労働者はもちろん、東南アジアに基盤を置きつつ華南に渡来する華人⁽³⁾も増大していくことになる。

清末に東南アジアから中国に渡来した華人については、清朝政府の華人保護政策や⁽⁴⁾、海峡植民地の華人政治史の文脈から注目されてきた⁽⁵⁾。これらの研究は、「清朝」ないし「中国」という国家の役割を意識しつつ、中国における華人保護の側面を取り上げ、総じて清朝政府による保護が機能していなかった点を強調してきた。

だが、東南アジアから中国に來た華人は、単に現地での保護が要請されるだけの存在ではなかった。近年の中国近代史研究においては、不平等条約特権を保持する外国人と関係

をもつ中国人が中国の社会・経済構造に与えた衝撃が注目されているが⁽⁶⁾、東南アジアから来た華人も同様の衝撃を与えていた。彼ら条約特権をもつ外国籍華人達が、領事裁判権を利用して中国で現地の官民と様々なトラブルを引き起こしていたことや⁽⁷⁾、彼らの経済活動を清朝地方官僚が問題視していたことも明らかになってきている⁽⁸⁾。

したがって、華人の立場にたち、華人を「保護」される対象としてとらえて保護の有効性を検討するだけでなく、華人達が中国の現地でいかなる紛争を引き起こしていたかを確認したうえで、華人に対する政策とその有効性について検討することが重要であろう。

その際には、華人の人身保護をめぐる紛争だけでなく、華人の経済活動の引き起こした紛争にも注意しなければならない。また、清朝政府だけでなく、イギリスをはじめとする華人の多数居住する植民地を抱える国家の華人保護に関する制度的な問題についても十分留意する必要がある。また、移民の本格的増大は1880年代以降であるから、これまで研究が少なかった1860年代以降の問題についても検討が必要だろう。

以上の問題を意識しつつ、本論はイギリス植民地から中国にきた華人、中でも中国系イギリス臣民（以下英籍華人と略称）を取り上げ、かれら英籍華人をめぐる紛争と、それに対する清朝地方官僚・イギリス外交官の対応について検討し、あわせてイギリス政府の対応についてもみていきたい。その際には、英籍華人、イギリス外交官（主として駐廈門イギリス領事）、清朝地方官僚（主として興泉永道）の果たした役割と、英籍華人の具体的な行動、とりわけその多様な経済活動に注目したい。

本論で英籍華人を取り上げるのは、イギリス植民地が華南からの移民の主要な移民先であり、かつイギリス領事館がアヘン戦争後に五港に設置されて機能し続けたことにより、英籍華人の問題が19世紀末までの時期において最大の外国籍華人問題となったからである。そして何より、イギリス領事報告を中心とする具体的な関連史料が豊富であることによる⁽⁹⁾。

地域としては、中国において東南アジア華人をめぐる紛争が最も多かった廈門とその周辺を中心に取り上げる。時期は、従来の研究で手薄であった廈門小刀会の反乱終結後の19世紀中葉から20世紀初頭を対象とする。当該期は東南アジアへの移民の激増期でもあり、また中国沿海部では社会秩序の回復が試みられ、貿易にも大きな変動が見られた転換期でもあった。

本論では、まずⅠで華人対策の一つの画期であるオールコックの服装規定の成立までの状況を概観したうえで、Ⅱでは開港当初からの問題である英籍華人の人身保護に関わる紛争を検討する。Ⅲではアロー戦争以降における英籍華人の経済活動が引き起こした清朝地方官僚との対立の問題について考察する。Ⅳでは1880年代以降に顕著になる英籍華人と

現地中国人の経済紛争とイギリス領事との関係を取り上げる。そしてVでは華人保護に関するイギリスの制度的な問題とイギリスの対応を明らかにし、最後に20世紀初頭における華人の行動の展望を示したい。

I オールコックの服装規定の成立

開港後、東南アジアの欧米植民地から開港場に来た華人は、外国籍であることを主張し、領事裁判権に基づく領事の保護を期待して行動した。そのため、現地の官民との摩擦が生じ、英籍華人を核として自衛組織の小刀会が組織された。これに対して清朝地方官は自らの権威に脅威を与えるものとして弾圧を加えた。1851年1月には、廈門においてイギリス臣民である陳慶真が小刀会の頭目であるという嫌疑をかけられて清朝地方官僚によって逮捕され、拷問死する事件が発生した。その後も弾圧は続き、ついに1853年5月廈門小刀会の反乱が発生した⁽¹⁰⁾。同年11月、反乱は鎮圧され、その後、清朝による沿海の秩序が再構築されていく。その中で、英籍華人保護の問題は未解決のまま残されていた。

陳慶真事件から15年を経た1866年2月、漳州府海澄県で英籍華人蔡揖（Choa Ip）が逮捕される事件が発生した【1】（以下【】内の番号は表1の番号に対応）。蔡揖によれば、蔡は道光21年に海澄県錦埭社を離れてシンガポールに赴き、同治2年（1863）6月に一時廈門に来たが、同年10月にはシンガポールに戻り、1864年2月27日にイギリスへの帰化を申請してイギリス臣民となっていた。蔡は1864年6月に再び廈門に来て、海澄の墓所を訪れたが、海澄の営兵の強請りに応じなかったために、逮捕されたとしている⁽¹¹⁾。事件を聞いた駐廈門イギリス領事ペダー（W. H. Pedder）は自ら海澄県衙門に赴き、海澄知県らと会談し、蔡の釈放に成功したが、蔡が拷問で重傷を負っていたため、廈門に移送した⁽¹²⁾。

こうしたペダー領事の行為に対して、海澄県を管轄する汀漳竜道は激怒し、紛争となった⁽¹³⁾。興泉永道も、蔡は同治2年に帰郷して結婚しており、有罪となったために海外に逃亡したとして、代理領事スウィンホウ（R. Swinhoe）に蔡の引き渡しを要求し、同時にペダーの行為を条約違反とみなすとした⁽¹⁴⁾。スウィンホウは興泉永道に対しては逆に誣告者の処罰を要請したが⁽¹⁵⁾、実はイギリス領事側の行為にも問題があった。

問題は、蔡揖が1864年7月にマラッカで帰化したイギリス臣民として廈門領事館で登録していたことである。実は、1844年8月6日に公布された外国人法に基づき⁽¹⁶⁾、1851年1月8日の外務省の訓令で、帰化イギリス臣民はイギリス領以外ではイギリス臣民としてのいかなる権利・資格も保持しないということが在華イギリス領事に伝えられていた。そこで代理領事スウィンホウは駐華イギリス公使オールコック（Sir. R. Alcock）に対して、蔡

に保護が適用されないという解釈を確認したが⁽¹⁷⁾、当時、蔡が秘密結社の双刀会と関係しているという話が出てきており、清朝側に引き渡した場合、蔡の厳罰は避けられなかった。そこで、スウィンホウは蔡のシンガポールへの送還を決定している⁽¹⁸⁾。

この事件は、イギリス側が訓令に基づけば保護の必要がない華人に、強引に保護を加えたことが問題であったが、イギリス側の保護基準が不明確であることもその一因であった。

同時に、英籍華人の行動も問題になっていた。スウィンホウは上海最高法廷首席判事のホーンビィ (Sir E. Hornby) に対し、英籍華人の行動について次のように述べている。それによると、英籍華人の多くはパスポートを要求せず、外国臣民であることをごまかしているが、トラブルを起こして当局に逮捕されると、官僚の面前で登録証明をひけらかしてイギリス領事館に送られてきた。こうしたイギリス領事の保護に対して、現地官僚はイギリス領事が賄賂を受けて管轄以上のお節介をしているとし、自らの管轄内の影響力と威信を奪われるとみなしていた。さらに、海峡植民地生まれの華人が自分の祖籍の地に戻って暮らしていた場合、本人だけでなく家族のために保護を要求したり、華人が港に商社を開いて中国人を訴えたりすることもあった⁽¹⁹⁾。

ここでは、英籍華人が紛争の際に領事裁判権を頼りに保護を求めておこす行動が、依然として清朝地方官僚の権威に脅威を与えていることがしめされている。つまり、廈門小刀会の反乱の背景は何等変化していなかった。反乱を鎮圧し、地域の秩序を回復しつつあった清朝地方官にとって、領事裁判権によって地方官の権威を侵害する英籍華人は容認しがたい存在であっただろう。

一方で、英籍華人がその地位を利用していることをイギリス領事は問題視していた。そこで、清朝地方官僚との紛争回避と華人の活動抑制のためにも、中国における英籍華人の保護対象を確定するイギリス側の対応が必要となっていた。

翌1867年になると、上海最高法廷首席判事のホーンビィが在華イギリス領事に対して訓令を出し、両親が生来ないし帰化したイギリス人でない場合は植民地生まれでも中国内で保護をうけられないとし⁽²⁰⁾、保護の対象があらためて確認された。

そしてオールコック公使は1868年10月7日に在華イギリス領事に対して告示を送付し、中国系のイギリス臣民は全て中国領内に居住ないし滞在する場合、中国服を捨てて、現地の人々と区別可能な衣装・身なりをすべきであるとし、この規則を遵守しなければイギリスの保護や干渉を要請すべきでないとした⁽²¹⁾。

では、この服装規定によって、英籍華人の保護対象は確定し、英籍華人に関わる紛争は減少していったのであろうか。表1が示すように、そうはならなかった。むしろその後、紛争はいっそう多様化していった。そこで、まず華人保護問題を最初に取りあげてみたい。

清末廈門における英籍華人問題

表1 廈門における主要な英籍華人関係の紛争

	事件発生年月	英籍華人名(商社名)	紛争	イギリス領事の対応	出典
[1]	1866年 2月	蔡輯	海澄県で逮捕。	領事による釈放。	FO228/405
[2]	1867年 8月8日	曾六	海関による携行品没収。	海関に返還要求。	FO228/427
[3]	1876年 10月7日	錦興行	釐金局による鉄鍋押収。	鉄鍋返還と関係者処罰要求。	FO228/511
[4]	1878年	蔡徳喜	知県が蔡の地契への捺印拒否。	閩浙総督への連絡。	FO228/606
[5]	1879年 6月	楊伯臨	楊伯臨への逮捕状。華人の送金委託の紛争。	逮捕状撤回要請。	FO228/623
[6]	1879年 11月	蔡徳喜	パスポートへの副署を撤回。	蔡徳喜はイギリス臣民であると主張。	FO228/623
[7]	1880年 5月	林祖平	海澄県海滄社で林祖平負傷。林祖平への逮捕状。	犯人逮捕と林の保護。	FO228/645; FO228/671;
[8]	1881年 2月	江顔賛	パスポートへの副署拒否。	パスポートへの副署拒否。	FO228/671
[9]	1881年 11月	錦興行	地方官は鋳物工場の閉鎖要求。鉄鍋を没収。	閉鎖要求拒否。鉄鍋の返還要求。	FO228/696; FO228/721
[10]	1883年 1月	謝拱照	ベナンにおける殺人犯が海澄県に逃亡。	逮捕要請。	FO228/721
[11]	1889年 2月13日	顔永成	海澄知県が海澄県の顔の家財破壊。	海澄知県を批判。	FO228/875
[12]	1889年 2月	錦興行	地方官がアヘン課税逃れを追求。	錦興行への課税撤回を要求。	FO228/875
[13]	1889年 5月	章芳林・陳桂林	パスポートへの副署拒否。	副署要求。	FO228/875
[14]	1890年 5月8日	蔡徳喜	釐金局による綿花課税要求。清朝側は蔡徳喜との取引停止命令。	取引停止の撤回を要求。	FO228/886; FO228/1063
[15]	1891年 10月8日	黄振豪	海澄県水頭社の黄の住宅を強盗が襲撃、黄委才負傷。	犯人逮捕と盗品奪還を要求。	FO228/1063
[16]	1893年 9月	Oon Yoo Lee, Oon Byan Shein	イギリス領事に登録を再度要請。	上海最高法廷に質問。	FO228/1113
[17]	1895年 7月	Messers Timothy and Patrick See Jung	同安の所有する水田に対する他の宗族による侵害。	イギリス領事は内地の土地を保護出来ないかと返答。	FO228/1189
[18]	1897年 9月	胡坤雍	合股契約の破綻。ドイツ領事の依頼により、地方官が胡とその親族逮捕へ。胡が保護要求。	胡の保護を拒否。	FO228/1248; FO228/1281
[19]	1897年 11月26日	Messers Ung Terk Hin & Co.	精製煙草を釐金局が押収。	貨物返還と賠償要求。	FO228/1281
[20]	1898年 2月	Mrs. Ho	所持する不動産の封印。		FO228/1281
[21]	1902年 12月1日	劉拱辰	劉が債務者逮捕要請。	援助拒否。	FO228/1497
[22]	1908年	Lim Bean Lee	現金手形支払い停止問題。		FO228/1692
[23]	1910年 11月	江顔慰(江以寛)	二重国籍を利用して交通銀行の土地をイギリス租界に確保。	二重国籍の利用を問題視。	FO228/2158; FO228/2159

II 華人保護と清朝地方官僚

1 英籍華人の保護問題

1879年6月26日、ペナンから来たとする楊伯臨（Yang Poh Lin）が廈門領事館を訪れ、1879年5月26日付けのペナン副総督の印が押された帰化証明書を提示した。そこでジャイルズ領事（H. A. Giles）は廈門に到着した直後とみなしてイギリス臣民として登録を行った。ところが、海澄県から楊に対する逮捕状が出されていたために、楊伯臨は直ちに廈門に戻って領事の保護を要請するに至った【5】⁽²²⁾。

海澄県知県側の逮捕状によると、楊伯臨の父帆甞はペナンに居住する李好の兄弟李念から李好宛てへの送金を委託されたが持ち逃げし、海滄洪坑社に来て戸籍の姓を楊に書き替えて出国した。そして、息子である帆伯臨（楊伯臨）が李好への支払いを拒否したために訴えたとしている⁽²³⁾。

これに対してジャイルズ領事は汀漳竜道に楊がイギリス臣民であるために逮捕状の取り消しを要請した⁽²⁴⁾。一方、汀漳竜道は楊を中国人であるとしたため、清朝側とイギリス領事側で国籍をめぐる対立が明らかになった。

汀漳竜道は、楊が海澄県で籍を抜くことをまだ届け出していない（未報出籍）ために海外生まれであっても中国人（「中国澄邑民人」）であるとし、また服装による区別も必要としており⁽²⁵⁾、①原籍における出籍と②服装規定を重視している。さらに閩浙総督何璟はこれらに加えて、福建通商司道の判断に基づき、『万国公法（国際法原理）』第1巻第3章第8節に、「外国人がもし入籍したい場合は必ず〔外国人の〕本国と断絶すべき（凡異邦人如欲入籍、必須棄絶本国）」であるとしていることから、「呈報出籍」は必要であり、第9節には家族が故国に、事業が外国に所在している場合、家族の所在の国に所属するとみなされると規定されていることから、楊伯臨が中国籍であると主張した⁽²⁶⁾。ここでは、『国際法原理』を利用しつつ、③居住地も一つの根拠となっている。

一方ジャイルズ領事は、①出籍の問題については、楊は生来のイギリス人であり2ヶ月前に中国に来たために、出籍の必要はなく、また国際法にも規定されていないとした。また②服装規定についても英国公使が考慮中の問題で今回の事件には関係ないとした。③居住地についても、国籍は、居住地によって変化するものではないので、楊伯臨はイギリス籍であると主張した。国際法についても、ホイートンの『国際法原理』は出版後、国民の身分などについては改訂されており、福建通商司道は旧版を用いていると主張している⁽²⁷⁾。結局、楊伯臨は逮捕されないで終わるが、双方の主張は食い違ったままであり、問題が解決したわけではなかった。

また、1880年の林祖平（Lin Tsu Ping）の事件【7】でも、興泉永道はイギリス領事に対し、①出籍と②服装規定を根拠に林祖平はイギリス臣民を偽装した「奸徒」であるとして逮捕・処罰すると主張した⁽²⁸⁾。さらに、『万国公法』では、外国で生まれたものが本国に帰国して財産を取得した場合、本国の法の管轄に入るとし、それに林祖平も該当している⁽²⁹⁾。ここでは、④内地の資産所有も問題となっている。

さらに1889年1月には海澄県でシンガポールの英籍華人顔永成（Yen Yung Cheng）の家財が破壊される事件が発生した【11】⁽³⁰⁾。顔によると事件の発端は、数年前に顔が重要な証人となった裁判で、暴行事件の被告傅算が懲役3年ののち、シンガポールを追放になったことにある。顔が1888年11月に海澄県海滄に帰郷すると、傅算とその妻は顔を強請ったが失敗した。そこで傅は顔永成を誣告したため、顔は駐廈門イギリス領事フォレスト（R. F. Forrest）に保護を請願し、領事は12月21日に汀漳竜道聯に対応を要請した⁽³¹⁾。

その後、顔永成の代理人である蔡徳喜（Choa Tek Hee）の請願によると、海澄知県は70人の差役を引き連れて顔の家を訪れて親族を追い出し、家財を破壊・売却していた。領事は興泉永道呉世榮に対して顔永成はイギリス臣民で保護の対象であるとし、知県に対して顔の家を立ち去らせ、調査を行わせるように要求した⁽³²⁾。

一方、1月29日、興泉永道呉はフォレスト領事に対し、顔永成は海外在住とはいえ、中国人から生まれ、父の家に戻ったので中国人であるとした。そして、顔永成は借金、誘拐及び傅の目を切り裂いた罪があり、知県が顔を処罰するのは義務であるとした⁽³³⁾。その後、領事から保護要請を受けた閩浙総督卞寶第は、海澄知県を解任しているが、顔が中国人であるという認識に変化はなかった⁽³⁴⁾。

ここでは、中国人から生まれたこと及び原籍に戻ったことが問題視されている。つまり、③居住地などの理由だけでなく、⑤中国人からの出生が問題になっているといえる。

以上の英籍華人の人身保護に関わる問題から、英籍華人の国籍に関しては、①出籍、②服装規定、③居住地、④内地の資産所有、⑤中国人からの出生が中英の対立点となった。このうち、①、⑤は、イギリス側が帰化によってイギリス臣民への転換が可能と見たのに対して、清朝側には帰化の概念が存在せず、また国籍法がないためにそもそも出籍規定もないことが対立の原因であった。

より注目されるのは、上記の争点の①～④が、華人が地方官僚を無視して帰国し、中国服で内地に居住して土地を所有し、現地でトラブルを起こすことに関連していることである。これは、英籍華人の行動が一貫して清朝地方官の権威に脅威を与えており、清朝地方官側はこのような華人の行動を防止するために、①～⑤のいずれかの根拠を用い、問題を起こす可能性のある華人のイギリス籍を出来る限り否定しようとしていたことが分かる。

したがって②服装規定は清朝側の主張の根拠になることはあっても、保護対象の確定にはならなかったのである。

このように、内地における英籍華人の行動を封じこめたい清朝地方官僚にとって、英籍華人のイギリス籍を否定すること以外に重要な方法となったのが、内地における外国人の保護を保証する護照（パスポート）⁽³⁵⁾の認可問題であった。

2 護照問題

開港後も、外国人の内地通行範囲は制限されていたが、天津条約第9条に基づき、内地通行の範囲制限が撤廃され、外国人が内地に赴く場合には領事が護照を発行し、現地地方官の副署が必要となった⁽³⁶⁾。英籍華人の護照については、この副署をめぐる問題が生じた。

1879年11月、英籍華人の蔡徳喜が護照を申請して問題が発生した【6】。蔡徳喜の祖父はシンガポールの貿易商で帰化イギリス人であり、父の蔡古順（Choa Koo Soon）はシンガポール生まれであった。蔡徳喜と蔡古順はバンコクでイギリス臣民として登録しており、シンガポール警察からも証明書を得ていた⁽³⁷⁾。そして1879年11月にジャイルズ領事は内地の泉州府・漳州府訪問を希望する蔡徳喜のために護照への副署を要請し、通例通り興泉永道は護照に捺印した。ところが、12月18日になって、興泉永道は福州の通商総局司道からの咨文を受け、海外生まれでも海澄県の籍を抜いていない者の護照に捺印するのは不適切であり、捺印は誤りで護照を取り消したいとした⁽³⁸⁾。その後、興泉永道は①出籍と②服装規定との点から蔡徳喜の英国籍を否定して取り消しを主張した⁽³⁹⁾。

一方、ジャイルズ領事は、蔡徳喜は紛れもないイギリス臣民であるため籍を抜く必要はなく、護照の返還はできないとしたが⁽⁴⁰⁾、以後、蔡徳喜が護照を取得することはなかった⁽⁴¹⁾。

また1889年にフォレスト領事は、一時帰国している章芳林（Chang Fang Lin）と陳桂林（Chen Kuei Lin）の護照を興泉永道に要請したが、興泉永道呉世榮は、両者は中国服で当局にイギリス籍を申告していないので中国人であるとして副署を拒否した【13】⁽⁴²⁾。ここでは、①出籍と②服装規定が重視されている。

ところが、章は両親がイギリス籍であるという証明書、陳は両親ともマラッカのイギリス籍民であるという証明書を保持しており、両者ともマレーの服装でイギリスの帽子とブーツを履き、マレー語を話していた。しかし興泉永道は総督の命令により、イギリス側のいかなる法や証明書に関わらずシンガポール華人に護照を認可することを拒否していた⁽⁴³⁾。したがって、清朝側は、必要ならばいかなる状況でも、イギリス籍を認めない方針をとっていたことが分かる。

つまり、根拠の有無に関わらず、清朝側はトラブルを起こしがちな英籍華人の内地における活動をできるだけ制限しようとしていた。義和団事件の時に福建省当局が華人への護照発給を一時停止したのも⁽⁴⁴⁾、それが原因であろう。

以上のように、清朝官僚は領事裁判権に基づく保護をうける英籍華人の身分を可能な限り否定しようと試みていた。しかしながら、19世紀末以降、全体としては、清朝側が領事裁判権を否定して英籍華人の人身に危害を加えて紛争になることはなくなっていく。1909年にイギリス領事バトラー (P. E. O'Brien Butler) は、廈門に関しては、清朝官僚は英籍華人の管轄権を主張せず、逮捕されていても英籍華人と分かればすぐに釈放されると述べている⁽⁴⁵⁾。結局、英籍華人の人身保護問題は減少していった。

一方で、清朝地方官にとって保護問題よりも大きな問題になったのが英籍華人の経済活動の引き起こす問題であった。そして後述する蔡徳喜の活動にみられるように、英籍華人の活動は地方官側の一方的なイギリス籍の否定によって封じ込めることができないものではなかった。

Ⅲ 英籍華人の経済活動と清朝地方官僚の対応

1 英籍華人と通過貿易

1858年の天津条約によって、外国人商人がアヘンを除く輸入商品を海外から持ち込む場合ないし内地から中国商品を持ち出す場合、従価2.5%の子口半税の支払いによって釐金などの内地諸税を免除されることが定められた。英籍華人が釐金収入に依存する清朝地方官僚に脅威を与えたのが、この子口半税特権を利用した通過貿易であり、清朝地方官僚および釐金局との紛争を引き起こすことになった(表2参照)⁽⁴⁶⁾。

(1) 錦興行の鉄鍋事件 【3】

表2にみられるように、通過貿易に関して清朝側とのトラブルが多かったのが、薛有文(See Ewe Boon)の経営する錦興行であった。例えば、1876年10月7日に錦興行が子口半税適用証明書(三聯単)を得て内地から搬出しようとした鉄鍋が、鉄鍋は条約に規定されていないという理由で釐金局に押収される事件が発生した。領事は興泉永道に、鉄鍋を返却し、関係者を処罰することを要請したのに対し⁽⁴⁷⁾、興泉永道は、鉄鍋は海賊対策で輸出が禁止されているとし⁽⁴⁸⁾、また薛有文はイギリス商人を偽装しているので処罰すべきであるとした⁽⁴⁹⁾。そこで、この事件の論点は薛有文がイギリス臣民であるかどうかと、鉄鍋を輸出可能かどうかという問題になり、解決は困難になった。その後、錦興行はアヘン課税をめぐる問題や⁽⁵⁰⁾、鉄鍋については、後述する鑄物工場問題【9】など、様々な問

表2 英籍華人による通過貿易と釐金局との紛争

時期	華人名 (商社名)	輸入元	輸出先 (移出先)	商品	事件発生 地点	紛争	事件の結果	出典
1876年 10月7日	錦興行			鉄鍋		釐金局による 鉄鍋の押収。		FO228/565
1890年 5月8日	蔡徳喜	ペナン		綿花188梱		釐金局による 釐金課税要 求。		FO228/886; FO228/1063
1890年 6月25日	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.			綿花14梱	劉五店	密輸監視官に よる押収の試 み。		FO228/1113
1891年 3月26日	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.			綿糸30梱	永寧→ 海林澳	兵士による押 収の試み。		FO228/1113
1891年 5月21日	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.			綿糸21梱、 灯油340箱	洛陽橋	釐金の官員に よる押収の試 み。		FO228/1113
1891年 7月1日	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.			綿糸		衙役が押収。		FO228/1113
1891年 10月26日	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.		楓亭	綿糸	洛陽橋	釐金局員が金 銭要求。		FO228/1113
1893年	Messrs Ewe-boon Ewe-siew & Co.			塩魚	安海	塩税関係の部 局による押収 とそれによる 商品毀損によ る損害。	賠償拒否	FO228/1113
1902年	Messrs Ong Tuak Chao & Co.			反物		釐金局衙役に よる押収。	商品返還と 損害賠償 250ドル	FO228/1452
1909年 7月				水仙花		釐金における 押収と使用人 逮捕。	商品返還	FO228/1724

題を引き起こし、清朝地方官と対立を深めていくことになる。

(2) 蔡徳喜の綿花課税問題 【14】

錦興行とならんで多くの問題を引き起こしたのが蔡徳喜である。1890年5月、蔡徳喜はフォレスト領事に保護を求めた。これは、5月7日に蔡徳喜に対して釐金局の差役がペナンから輸入した188包の綿花に対して釐金課税を要求したことに始まる。これに対してフォレスト領事は興泉永道呉世栄に、蔡徳喜はイギリス公使と総理衙門にイギリス臣民と認可されているとして、差役が釐金を要求しないように要請したが⁽⁵¹⁾、興泉永道は蔡徳喜が中国人であるのは明確であり、釐金などは支払うべきであるとし⁽⁵²⁾、交渉は続いた。

6月14日になると、興泉永道の布告が出され、6月17日より廈門の全中国人商人は蔡の経営する振記との取引を止め、釐金を支払った商品のみ取引を認めるということにな

り⁽⁵³⁾、蔡徳喜の営業は完全に停止した⁽⁵⁴⁾。釐金局の役人が廈門の中国人商人団体である十途郊に対して、蔡徳喜との取引は許可されていないと警告しており⁽⁵⁵⁾、蔡徳喜によれば、7月3日にも厦防庁が蔡徳喜との取引を行わないように十途郊の董事を招いていた。さらに、海関も蔡徳喜の綿花の内地への輸入に対する三聯単発行を拒否している⁽⁵⁶⁾。ここから、清朝地方官側が中国人商人側に圧力をかけて蔡徳喜の活動を封じ込めていることが分かり、蔡徳喜のビジネスが停止していることから、その圧力が有効であったことも分かる。

その後、総督の指示により、興泉永道の布告が撤回されることになり⁽⁵⁷⁾、7月12日に興泉永道の布告で、十途郊との取引再開を決定し、釐金については交渉の結果待ちとなった⁽⁵⁸⁾。しかし、三聯単の発行についての交渉は長引き、9月20日になって閩浙総督が三聯単発行に合意したにも関わらず⁽⁵⁹⁾、三聯単発行の再開は遅れた。翌1890年6月18日にフォレスト領事は興泉永道に対して海関に以前と同じように三聯単を発行するように連絡するように要求したが⁽⁶⁰⁾、6月19日に興泉永道は、この件が完全に解決するまで三聯単発行はできないとした。そして、以前は釐金局の収入は20万両あったが、現在はその半分であり、それは領事が錦興行などを保護しているためであるとした⁽⁶¹⁾。つまり、興泉永道が蔡徳喜の取引再開を遅らせているのは、錦興行などの英籍華人商人の釐金逃れを防止するための財政的理由であることをはっきり述べていた。そして蔡徳喜が、錦興行と同じように要注意の英籍華人商人であったこともその原因であっただろう。

実際、20世紀初頭では、表3にみられるように、三聯単の発行は華人系の商社が45%程度を占めていた。また、表4にみられるように、その後も英籍華人の通過貿易利用の比率は高かった。したがって、清朝側が地方財政に打撃を与える英籍華人の通過貿易を敵視したのは当然であった。

とはいえ、20世紀初頭において三聯単発行は激減しており、全体として通過貿易は衰退していた(表3・4参照)。通過貿易そのものによる清朝側の損害は減少したが、通過貿易の衰退に先立って輸出貿易が衰退しており⁽⁶²⁾、これは清朝側の利益を減少させたであろう。釐金の減少は英籍華人による、税金逃れそのものよりも、廈門の輸出貿易の衰退が原因であったのである。しかし、全体のパイが縮小する中での税金逃れの横行は、清朝地方官により脅威に感じられたであろう。しかも、英籍華人の引き起こす問題は通過貿易だけではなかった。

2 英籍華人の事業

清朝地方官側に財政面で脅威を与えたのは、開港場における英籍華人による事業であった。ここでも錦興行が問題を引き起こしていた。

表3 1901～1902年の廈門におけるイギリス商社向け三聯単発給数

商社名	発行総数	輸出品	移出品	非輸出品	非返還数
Butterfield & Swire	107	7	84	3	13
C. Parkson & Co.	1	0	0	0	1
Chew Boon Tian & Co.	3	3	0	0	0
Dauver & Co.	2	2	0	0	0
E. K. Lee & Co.	16	10	0	5	1
Ewe Boon, Ewe Siew & Co.	10	7	2	1	0
F. H. Edward	4	1	0	2	1
Jardine Matheson & Co.	39	6	29	0	4
Kung Phoe Chun & Co.	7	5	0	1	1
Khoo Ewe Chye & Co.	1	0	0	1	0
Lau Kiong Sin & Co.	61	17	33	7	4
Lim Bean Lee	1	1	0	0	0
N. D. Ollia	52	2	42	0	8
Ong Mah Chao & Co.	27	7	15	1	4
P. J. Pettigura	23	2	18	2	1
P. M. See Jung & Co.	21	13	5	0	3
Tan Sim Leng & Co.	17	1	10	0	6
Teo Kian Huat & Co.	14	7	2	2	3
Ung Peng Seng	1	0	0	0	1
Ung Tek Beng	3	2	0	0	1
合計	410	93	240	25	52

FO228/1497 Encl. 3 in Hausser to Satow, No. 8, September 10, 1903.

(1) 錦興行の鑄物工場問題 【9】

錦興行を経営する薛栄樾（See Eng Wat・薛有文の父）は1881年6月、鼓浪嶼に鉄鍋などの鑄物工場建設の計画を領事に連絡し⁽⁶³⁾、11月に工場は設立された⁽⁶⁴⁾。翌年2月22日になり、興泉永道はフォレスト領事に鼓浪嶼内厝湾で錦興行の代理人捷阿などが、廈門北岸寮仔後でドイツ商社の代理人楊六が鑄物工場建設を計画していることを伝えた。そして中国人が溶鋁炉を開く場合は申請し、検査を経てライセンスを得、毎年検査を受ける必要があり、外国人は中国で鑄造業は許可されていないとした。さらに薛栄樾は中国人であると主張し、工場閉鎖を命じるように領事に要請した⁽⁶⁵⁾。フォレスト領事側は、薛栄樾がイギリス人であることを強調し、鉄鍋が禁制品でないこと、上海にも鑄物工場が存在した

表4 1906～1908年の廈門領事館業務における華人問題

年	1906	1907	1908
登録した英籍人			
商人	50	56	61
宣教師	26	34	43
インド人	2	30	20
英籍華人	53	40	48
合計	131	160	172
護照発行数			
商人	15	5	3
宣教師	25	28	33
英籍華人	21	15	15
合計	61	48	51
三聯単発行数			
英商社	5	1	1
英籍華人商社	27	30	26
合計	32	31	27
中国官僚との文書往復			
急送公文書			
雑件	56	39	31
宣教師問題	26	36	8
英籍華人問題	34	23	40
合計	116	98	79
書簡			
雑件	127	176	111
宣教師	44	76	24
英籍華人	83	116	72
合計	254	368	207

出典：FO228/2157, Sundius to Jordan, No. 2, January 7, 1909.

ことを主張し⁽⁶⁶⁾、双方の交渉は平行線をたどっていく。

4月9日になると釐金局は、私炉で製造された鉄鍋が釐金を支払わず輸出されているとした。そして、三聯単を購入しなかった鉄鍋は釐金を支払うべきであるとし、外国人商人が釐金逃れのために鋳物工場を設立しているとみなした⁽⁶⁷⁾。これに対してフォレスト領

事は、鉄鍋は輸出用であるために内地税の課税は意味不明であるとして反論している⁽⁶⁸⁾。

前述のように、鉄鍋は清朝において厳しく統制が行われていた商品であるが、ここでは、清朝側が廈門で製造される製品について釐金課税を試みていることが注目される。フォレスト領事は、福州の福建省当局が反対しているのは、広東省の北部と福建省の多くに鉄鍋を供給する広東省豊順県と大埔県の独占者のためであるとみなしているが⁽⁶⁹⁾、実際には福建省南部においても鉄鍋は生産されて東南アジアや台湾に輸出されており⁽⁷⁰⁾、錦興行の鑄物工場が広東省東部から福建南部の生産・徴税機構を含めた従来の既得権益の構造に打撃を与えるために、強い反対を受けたのであろう。

こうしたなかで清朝側はついに実力行使にふみきり、11月10日に錦興行からフォレスト領事に入った連絡によると、輸出税を納入済みであるペナン向け鉄鍋300個が汽船 *Chiang Hock Kien* に荷積みしようとした時に釐金局員によって押収される事件が発生した⁽⁷¹⁾。

フォレスト領事は押収を非難し、鉄鍋の返還を要求したが⁽⁷²⁾、興泉永道員は鉄鍋の製造は違法であるとして返還を拒否し、重ねて工場の停止を命令するように要請した⁽⁷³⁾。

その後、北京での交渉を受けて鉄鍋の返還が決定されたが、現地での鉄鍋返還は進まなかった⁽⁷⁴⁾。さらに12月18日に薛栄樾の鑄物工場の労働者の頭である陳捷の家に興泉永道の命令で兵士が現れて逮捕を試み、陳は帰宅できず、また薛栄樾の出納係の張詰もこの事態を聞いて職場から逃亡した⁽⁷⁵⁾。

この間、1882年12月29日にドイツ側は軍艦から水兵を上陸させて釐金局の敷地からドイツ商社 *Gerard & Co.* の鉄鍋150個をドイツ領事館に運び込むという強硬手段に出たが、錦興行の方は、陳捷の使用人の王達が薛栄樾の名を借りて違法に鉄鍋を輸出したとして逮捕されて拷問されており⁽⁷⁶⁾、事態は悪化していた。

1883年2月12日、薛栄樾はフォレスト領事に対し、労働者が当局に処罰ないし投獄されると脅迫されていて工場に戻らず、鑄物工場の継続が困難であると述べている⁽⁷⁷⁾。そして、鑄物工場は閉鎖状態が続き⁽⁷⁸⁾、1883年4月26日には海関が鉄鍋輸出の禁令を出し、鑄物工場の事業は完全に失敗に終わった⁽⁷⁹⁾。

このように清朝地方官側は、錦興行の鑄物工場事業を外交交渉で中止させるのに失敗すると、実力行使をして妨害を行った。そして、英籍華人本人には手を出せないため、その協力者に圧力をかけることで、英籍華人の行動を封じ込めることに成功した。

(2) 洪徳興の煙草問題 【19】

同様の事件は1897年にも発生した。英籍華人の洪徳興は光緒2年（1876）3月に廈門で瑞發行を設立し、温州やビルマから輸入した葉煙草を精製してサマランなどの蘭領東イン

ドに輸出していたが、1897年11月26日に精製された煙草27箱の通関を行い、スラバヤなど蘭領東インド向けに輸出するために汽船に載せる前に釐金局により押収されたため、領事に事件の解決を要請した⁽⁸⁰⁾。イギリス領事ガードナー (C. T. Gardner) は興泉永道に事件を通報し、条約違反として貨物返還および賠償の支払いを要求した⁽⁸¹⁾。

これに対して興泉永道は、煙草は現地産で、三聯単をもたないので釐金支払いの必要性があるが、支払いを拒否したので押収したとした。そして、瑞發は長泰の商人林烟司によって設立され、しばしば密輸を行い、最近イギリス商社として登記しており、他の戒めとする必要があるとした⁽⁸²⁾。一方ガードナー領事は、イギリス商人は内地で購入する場合には三聯単が必要だが、開港場での購入には三聯単は不必要であると反論している⁽⁸³⁾。

この問題では、開港場で加工される製品に釐金を課税するかどうかの問題となった。またこの背景には、英籍華人商社による税金逃れがあっただけでなく、福建南部における煙草生産の利権構造があった可能性も高い⁽⁸⁴⁾。

結局1898年4月13日に、興泉永道は税釐局には問題がないとしつつも、賠償金を領事に送付して紛争を終結させているが⁽⁸⁵⁾、地方官の態度が変わったわけではない。

以上の事件から、内地生産物の流通の減少ともなう釐金収入の減少だけでなく、内地の生産者の利害に直結する英籍華人の開港場における事業は、地方官僚から極めて敵視されていたことがうかがえる。事業を計画したのが、錦興行などの従来から地方官僚に敵視されている商人であったことも影響しているだろう。そして、イギリス領事による華人の事業に対する保護には限界があり、地方官僚による妨害は成功していた。実際に、その他の事業においても、現地の反対によって外国籍華人の事業が成功することは少なかった⁽⁸⁶⁾。一方で、これは華人の資本・技術の導入が遅れることになり、廈門およびその後背地の製品の競争力低下及び輸出貿易の衰退につながったことも間違いないだろう。

3 英籍華人の土地所有問題

英籍華人が地方官憲と引き起こす問題の中で、内地における土地所有も大きな問題であり、先述のように国籍をめぐる争点(④)ともなっていた。この件でも、蔡徳喜が問題を起こした【4】。蔡は海澄県鐘林美にある家を父蔡古順から購入していたが、1878年にイギリス領事アラバスター (C. Alabaster) は閩浙総督何璟に対して、海澄県において英籍華人の蔡徳喜が所有する地契に対して、海澄知県が捺印を拒否し、蔡が中国人であることを要求したことを伝え、蔡自身はイギリス臣民であると主張した。また、英籍華人が廈門や鼓浪嶼に土地を購入しているのに、それ以外の内地について土地を購入できないことに対して疑問が呈されていることから、英籍華人の内地における土地所有について議論を提

起した⁽⁸⁷⁾。

これに対して閩浙総督何璟は、海澄県は条約港ではないので、イギリス人は家屋を建造したり、商業を営んだりすることはできず、イギリス領事が権利証書を登記することもできないとした。そして、蔡徳喜がイギリス籍であるならば、条約港外の海澄県での権利はないとした⁽⁸⁸⁾。結局、この土地は蔡徳喜の父親の妾が管理しており⁽⁸⁹⁾、蔡徳喜が取得することはできなかった。

そもそも、条約に規定されていないイギリス臣民の内地の土地所有について保護を行うことは困難であった。1881年には今度は錦興行を経営する薛榮樾への土地譲渡が問題になったが、地方官は薛榮樾が洋装をしていないことから、薛への土地譲渡の認可を拒否し⁽⁹⁰⁾、領事はこれに反対していない。

このように清朝地方官が英籍華人の土地所有を警戒したのは、イギリスの保護を期待して英籍華人が課税を拒否することがあるからであった。例えば1893年、英籍華人の Lin Ping Hsiang が内地の土地を継承したが、当局による税500両の支払い要求を拒否している。これに対して、ガードナー領事は Lin に当人の保護はできるが、内地の財産の保護はできないとして支払いを勧告している⁽⁹¹⁾。

したがって、清朝当局としては、できる限り問題のある英籍華人の内地における土地所有を拒否しようとしたし、イギリス領事もそれに応じていたといえよう。

とはいえ、英籍華人の土地への投資は、廈門市内でも行われており、それがトラブルを引き起こした。例えば、1898年に英籍華人の未亡人でイギリス臣民である Mrs. Ho は廈門市内の不動産に投資したが、テナントの不正行為によってテナントは逮捕され、不動産は当局に封印される事件が発生した【20】。だが、条約は賃貸後の問題は想定していないため、解決は困難であった。ガードナー領事は、現在帰国華人多数が不動産に投資しており、領事が保護を加えればその不動産は賭博などの違法行為に使われ、保護しなければ衙役が徴求を行う可能性があるとした。そして、イギリス人が不動産を保持できないという規則は他港では作成されたが、ここでは無理であるとみなし、違法なテナントに貸さないことが重要としている⁽⁹²⁾。

これは、廈門においても英籍華人の所有する不動産の保護が困難であることだけでなく、領事が増大する華人の土地所有を制御できないことも示している。

一方で、英籍華人の増大によって、清朝官僚とのトラブルに加え、英籍華人と中国人の間の土地トラブルが目立つようになってくる。例えば、1893年にペナン在住の華人 Lin Yu Tao が内地に土地を購入して父をそこに埋葬しようとしたのに対して、Lin に正当な土地所有権がないという訴訟が起こされた。ガードナー領事は清朝側に文書に土地の所属先

を明記することを要請するとともに Lin に要求額を支払うか父の墓を移すようにアドバイスしている⁽⁹³⁾。この事件は汀漳竜道の扱いになり、解決前に Lin の父は埋葬され、Lin はペナンに戻り、その後、訴訟は再開しなかった⁽⁹⁴⁾。

また、1895年に英籍華人商人の Messrs Timothy and Patrick See Jung が、所有している土地に対し、別の宗族の林標と林乞が母親の埋葬を行うなどして浸食しているとして、墓の撤去を訴えた【17】⁽⁹⁵⁾。しかし、ガードナー領事は、イギリス臣民は内地の土地を所有できず、土地を継承した場合は中国法に従うのみであるとした。また、イギリス領事に土地を保護する義務はなく、非公式に中国側官僚と連絡することが可能だけであるとしている⁽⁹⁶⁾。このように、いずれの場合も、領事は問題を清朝官僚に委託するようになっている。

以上のように、英籍華人の土地所有についてはイギリス領事の保護は限定されており、清朝地方官は敵視している英籍華人の内地における土地所有を防ぐことに成功していた。その結果、内地に土地を所有した場合は非常に不安定な立場におかれるため、現地官僚との関係をもたない限り、内地の土地への投資は限定されたものであったと考えられる。一方で、廈門や鼓浪嶼における租界以外の土地への投資については、イギリス領事の保護が限られていたとはいえ、活発に行われることになる。これは1903年に鼓浪嶼が共同租界になることによって決定的になる⁽⁹⁷⁾。

このように、英籍華人は多様な経済活動によって、清朝地方財政に脅威を与え、清朝地方官との紛争を引き起こしていたが、総体としてみれば、こうした問題は重要性が低下していく。これは、イギリス領事の英籍華人保護には限界があり、結果的に清朝地方官側が特権を利用した英籍華人による経済活動の進展の抑制に成功したことを示す。ただし、これは華人の技術・資本の導入の失敗により、廈門という開港場とその後背地の競争力の低下につながっており、長期的には財政面でも清朝地方官にとって大きな損害となった可能性が高い。

一方で、土地問題にみられるように、むしろイギリス領事や清朝地方官が英籍華人と廈門・閩南の現地中国人の間のトラブルに巻き込まれるケースが増大していくことになる。英籍華人は清朝地方官との間で紛争を引き起こすだけでなく、イギリス領事をトラブルに巻き込んでいく存在となっていたのである。

IV 英籍華人と中国人のあいだで

1 負債問題

イギリス領事が英籍華人と現地中国人の間のトラブルに巻き込まれる最大の問題は、英

表5 英籍華人に対する負債

紛争発生年	紛争の記録年	債権者	債権者の居住地	債務者	債務額	債務者の居住地・逃亡先	経緯	出典
	1884年	邱啓誠		柯能寛等	1153.88ドル			FO228/742
	1884年	上海瑞記洋行	上海	振豊号	1034.608両			FO228/742
	1884年	謙記洋行 (Chew Tiam Eck)		黄慶雲	1112.5ドル			FO228/742
	1884年	錦興洋行		廈門の中国人商人	1504.209両			FO228/742
	1884年	鴻記洋行 (Khoo Phoe Chun)		広源号・錦興号	268.3ドル			FO228/742
	1893年	シンガポール人	シンガポール	Chen Wen Chi			債権者もその財産も見つからず。	FO228/1113
	1893年	シンガポール人	シンガポール	Hsien Wen Mei		安溪	興泉永道は安溪知県に連絡。	FO228/1113
	1893年	Yeh Che				海澄	領事に依頼。清朝側の法廷の助力で債権回収に成功。	FO228/1113
	1894年	Lin Ho Chao	上海	Li Hsin Chai	11,612.156両	廈門	Li Hsin Chai は同安のCh'en His Li への債権要求を満たす必要があるとする。裁判は竜溪知県の管轄に。	FO228/1150
	1894年	Lin Nan Mo	香港	Lin Wei Li		同安	香港で裁判。同安知県は原告に同安の法廷への出廷を求める。	FO228/1150
	1894年	蔡徳喜	廈門	T'ung Fa		石獅	同安知県は債務者の家を封印したが買い手つかず。	FO228/1150
1879年	1894年	Kuo Lai Hsu		Kuo Chie Lao など	2,574ドル		シンガポールで解決済みの事件であるが、廈門でも清朝官僚を利用して債権を二重に取り立てを試みる。300ドルの支払いで決着。	FO228/1150
	1894年	蔡徳喜	廈門	隆成・泰美(穀物商)		石碼	建茂の倒産を契機に倒産。経営者は逃亡。一部の負債返還。	FO228/1150
	1894年	蔡徳喜	廈門	徴記		漳州(同安に逃亡)	徴記は廈門の徴記と石碼の泰美・隆成の漳州支店。領事は汀漳竜道に同安への連絡を要請するが返答なし。その後、一部の負債返還。	FO228/1150
	1894年	Hsie Po K'un	シンガポール	マニラのI Hsiang 商会パートナー	12,848.61ドル	漳州	領事は汀漳竜道に連絡するが返答なし。	FO228/1150
	1894年	Lloyd Khoo Teong Poh & Co. (福昌行)		Ch'en Lin Fu			汀漳竜道の命令にも関わらず、海澄、南靖、石碼などの官僚は対応せず。	FO228/1150
1896年	1898年	Chew Tai Cheng & Co.	廈門	Choa Yum など	4,442.565両	石碼など	Choa Tek Hee & Co. を引き継ぎ、その債権も継承。領事に返済要求を要請。	FO228/1281
	1899年	Kua Seng Wat & Co.	廈門				実際には Chen が経営。	FO228/1320

付記：本表は網羅的なものではない。

籍華人をめぐる負債問題であった（表5参照）。とりわけ、海峡植民地における債務者の中国への逃亡は深刻な問題であった⁽⁹⁸⁾。

この問題が深刻になってくるのは1880年代である。1880年4月、シンガポール華人林祖平をめぐる事件が発生する【7】。林祖平は張成功（Chang Cheng Kung・陳猴）に詐取された4,195ドルを追求するために1880年4月に廈門を訪れ⁽⁹⁹⁾、林祖平の要請でジャイルズ領事は興泉永道に請求を伝えた⁽¹⁰⁰⁾。ところが、5月に林祖平が海澄県海滄社において同族の林拱照に金を強請られて負傷させられるという事件が発生し⁽¹⁰¹⁾、さらに、先述のように林祖平の国籍も問題になって逮捕状が出された。清朝側は林祖平を拘束しなかったが⁽¹⁰²⁾、問題は複雑になった。

一方、張成功の問題については、同年8月に林祖平は領事に対して、張成功が賄賂によって逮捕を免れているとして逮捕を要請した⁽¹⁰³⁾。この問題に関してイギリス側は共同の審理を主張したのに対し、清朝側は廈防同知の調査を主張していた。さらに興泉永道は12月3日、張成功の証言を得た。それによると、張は少年の時にシンガポールとジャンビに渡航し、1866年にシンガポールの怡来号の林応端がジャンビに分店の怡啓興号を開いたが、経営が不順であったため、張が派遣されて分店を掌握した。そして、1867年に怡来号が閉店し、怡啓興号も閉店して清算が行われたが、林祖平は怡啓興号とは無関係であるとした。興泉永道は張成功が事件をもみ消すために賄賂を使用した件も否定し、林祖平の廈防庁への送付を要請した⁽¹⁰⁴⁾。

事態が進展しない中で、林祖平は翌年10月31日にイギリス公使ウェード（Sir T. E. Wade）に対し、張成功は廈門にいて、清朝官僚にもよく知られており、支払いが可能であるとして、領事に対応をうながすことを請願した⁽¹⁰⁵⁾。だが、事件は結局未解決で終わっている。

この事件は、英籍華人の詐欺問題が、国籍問題や現地での別のトラブルと関連する可能性を示し、また債務者が清朝官僚の保護を受けた場合に、対応が困難であることを示している。そして、そもそも東南アジアで行われたとされる詐欺の事実認定が困難であった。

このほか、廈門における英籍華人の現地商店に対する負債問題も多く、こうした負債事件は領事を通じて当該の地域を管轄する官僚に伝えられたが、解決したものは少なかった。負債事件は概して、解決に長い時間がかかり、原告が被告と友好的に問題を解決したくなったときに、現地官僚が和解案を提示する形になる場合が多かった⁽¹⁰⁶⁾。

負債問題の解決に時間を要することに対し、債権者の英籍華人はしばしばイギリス領事に圧力をかけた。例えば、1896年4月に蔡徳喜の商店を引き継いだ Chew Tai Cheng & Co. はその債権も継承し、ガードナー領事を通じて債権回収を図ったが、2年を経ても全く返

済されないため、1898年9月12日にはマクドナルド (C. M. MacDonald) 公使に領事の対応が遅いとして訴えている⁽¹⁰⁷⁾。

かかる批判を受けたガードナー領事は、12月10日に領事が漳州を訪問した際に、負債問題についての解決を求め、債権者は貧しい者の応分の返済額を受け入れること、富裕な者は、財産などが差し押さえられて売却されるという提案を行い⁽¹⁰⁸⁾、これが合意に至って負債事件の大半が解決した⁽¹⁰⁹⁾。しかし、これは一時的なものにすぎず、負債問題の増大を防ぐことはできなかった。それでは、何故これほど負債問題が増えたのだろうか。

2 偽装英籍商社問題

負債の問題が多発する原因は、英籍華人がイギリスの保護をもとめる純粋な中国商人から金銭的報酬を得て名義貸しをすることにあった⁽¹¹⁰⁾。

これは、1902年の劉拱辰 (Lau Kiong Sin) の問題【20】が一例となる。1902年12月、シンガポールで協豊を経営していた泉州南安県の蔡媽力は、英商 Messrs Kung Tsung Tyum & Co. にシンガポールから廈門に逃亡した詐欺を行った債務者であるとして訴えられて逮捕されたが、蔡は要求額の半分の700ドルを支払って和解し、訴追は撤回された。同時期に別の債権者の劉拱辰が蔡に対する4,000ドルの債権を主張していたが、劉は蔡に説得されて無条件の釈放に応じてしまった。イギリス領事ハウザー (P. F. Hausser) は釈放されて内地に戻れば解決は困難だと指摘したが、劉は領事の助言を受け入れず、領事は事件が領事の手を離れることを警告し、劉はそれを受諾した⁽¹¹¹⁾。その後、蔡媽力は負債の大半の支払い責任はパートナーの安溪県五庄郷の陳輝烈にあるとしたため、劉は使用人を安溪県に派遣して陳からの返済を図ったが失敗した。そこで劉は5月9日に領事に対して興泉永道ないし安溪知県への働きかけを要請した⁽¹¹²⁾。これに対し領事は事件が領事の手を離れたことを確認して援助を拒否したため、劉は公使タウンリー (R. G. Townley) に支援を要請したが⁽¹¹³⁾、公使も領事が劉を保護することは不可能とみなした⁽¹¹⁴⁾。

そもそも、ハウザー領事によれば、劉は保護に値する人物ではなかった。劉は帰化英籍華人と中国人の間にシンガポールで生まれたとするシンガポール政庁のパスポートを所持し、1897年に廈門領事館でイギリス臣民として登録していたが、実際には父親が帰化したのは劉が誕生した2年後であり、保護の対象ではなかった。そして、劉は海峡華人では上流階級であるが、望ましくない行動をとる階級に属していた。その階級は、少額の金を貯めてビジネスに従事し、中国人名義で内地に土地を購入し、紛争が起こるまで中国人に混じってイギリス籍を隠すか、港に滞在し、純粋な中国商人に「支店」という形で名義貸しをしていた。そして、劉はこの両方を行い、海澄県の内地に家を持ち、商売は中国人が

行っていた⁽¹¹⁵⁾。ここでは、劉の英籍そのものが疑わしいだけでなく、擬装英籍商社に名義貸しをしていることがイギリス領事に問題視されていることが分かる。

その後、1908年5月18日に廈門の英籍華人はジョーダン (J. N. Jordan) 公使に請願を出し、劉拱辰の英籍を認めるように請願した⁽¹¹⁶⁾。これに対して領事バトラーは、劉拱辰の問題はすでに国籍を認めないことで処理されたとしつつ、劉拱辰は国籍を除いてもその事業もイギリス企業であるとはいえないとした。なぜなら、Heng Moh の真の所有者である Lim Chui Thia は Lim Bean Lee のもとで中国籍を隠して営業したが、彼は以前劉拱辰の買辦であり、劉拱辰のイギリス籍が認められないと、Lim Bean Lee の買辦となっていた。したがって劉拱辰も以前は 'lie hong' を経営していたといえるから、イギリス臣民とは認めることはできないとした。そして、劉拱辰についての請願を行っている11人の英籍華人のうち1人以上は 'lie hong' を経営しているうえ、請願者の1人は Lim Bean Lee の商社がイギリス商社でないことを認めており、彼らの請願を重用しないとした⁽¹¹⁷⁾。結局、ジョーダン公使も、英籍華人らに対し、劉拱辰が3年以上シンガポールに住んでいるという証明がない限り中国で保護は受けられないとし⁽¹¹⁸⁾、この問題は終わったが、ここから浮かび上がるのは、名義貸しを利用する中国人・華人達の存在である。そして、それは別の事件から明らかになっていた。

先述の Lim Bean Lee は海峡植民地との間で銀行業、主に帰国華人への現金手形業務に従事していたが、1907年に送金が行われていないことから突然支払いを拒否した。そのため、廈門は不穏な状況になり、Lim Bean Lee はバトラー領事に保護を要請する一方、群衆は商店の買辦逮捕を要求し、買辦の Lim Chui Thia は清朝側に逮捕された。そこで分かったのは、Lim Bean Lee の所持する資本は5分の1で、5分の4はペナンの中国人パートナー Lim Sun Ho のものであることであった。Lim Sun Ho の証言によれば、Chop Heng Moh はイギリスパスポートを保持する Lim Bean Lee の援助のもと、彼の異母兄弟の Lim Chui Thia が経営しており、そして、Lim Bean Lee がもはやイギリス人とは認識されないため、廈門のビジネスを止めるか別のパスポート所持者を捜すとしていた⁽¹¹⁹⁾。

つまり、Lim Chui Thia は劉拱辰の英籍が利用できないと Lim Bean Lee と手を組み Lim Sun Ho の資金を受けて Chop Heng Moh を経営していた。一方で Lim Sun Ho は Lim Bean Lee の英籍が利用できなければ、別の英籍華人を利用しようとしていたのである。

したがって、英籍華人の名義は、中国人・華人商人双方に利用されていたといえる。これは、条約特権を利用可能であっただけでなく、イギリス商社として登記した場合に信用を得られるため⁽¹²⁰⁾、利用価値があったのだろう。このように、中国人商人と英籍華人は相互に利用しあっており、イギリス領事はこの複雑な利害関係に巻き込まれたのである。

これは終わりのない問題を引き起こし、領事はそれに時間を割かれていた⁽¹²¹⁾。【19】の事件における瑞発行もそうした擬装英籍商社であった可能性が高く、事態を複雑化させていた。そこで、イギリス領事はこうした擬装英籍商社対策が必要となっていた⁽¹²²⁾。さらにイギリス領事を悩ませたのは、英籍華人のビジネスのあり方であった。

3 零細な紛争

英籍華人のビジネスのありかたについては、1897年の胡坤雍 (Ho Kun Ying) の問題【18】が一例となる。1897年10月1日、胡坤雍が領事館に来て、海峡植民地の1897年9月20日付けのパスポートを提示して登録を要請し、領事はこれを認可した。ところが10月9日に胡坤雍が再来して、内地の所有地が地方官に差し押さえられたので保護を求め、領事は興泉永道に情報を求めた。その後、胡坤雍は現在35歳で、海峡植民地に生まれたが、5歳の時から廈門に居住して中国人として過ごし、しばしばシンガポールに戻ったが家族は中国に居住していると判明した。そしてドイツ商社の Messrs Pasedag & Co. に対する支払いを拒否したためにドイツ領事が清朝当局に訴え、清朝側が胡と胡の息子に逮捕状を発行したので、胡坤雍がシンガポールに逃亡してパスポートを発行してもらったのは明確であると思われた。そこで領事は胡坤雍の財産については、胡が中国人として過ごしてきたうえ、胡の事業が中国人との合股で行われた中国商店であること、さらには内地の財産は条約で認められていないことから保護しない予定であり、胡本人の保護についても躊躇していた。ただし、興泉永道に対しては胡坤雍とその息子の逮捕を取り消すことを要請している⁽¹²³⁾。これに対してマクドナルド公使は、胡坤雍の財産も当人も保護する必要はないとした⁽¹²⁴⁾。

ところが、胡坤雍の事件については、シンガポールで報道されたほか⁽¹²⁵⁾、1897年12月8日に『タイムズ』紙が、シンガポール在住の華人が逮捕されたがイギリス領事に保護を拒否されたと報じ⁽¹²⁶⁾、12月22日にも『ノース・チャイナ・デイリー・ニューズ』紙に記事が掲載された⁽¹²⁷⁾。これらの報道で批判されたガードナー領事は、マクドナルド公使に対して、記事では胡坤雍は実際には中国に30年間居住して中国人と結婚し、息子も中国人として育て、内地に土地を保有し、領事館で登録をせず、また洋装もしていないと反論した⁽¹²⁸⁾。一方、シンガポールの弁護士は、胡坤雍はシンガポールで長年商人として知られているとしていた⁽¹²⁹⁾。したがって、シンガポールと廈門の両地で活動する胡坤雍が何れを根拠地としているのかを判別するのは困難であり、問題を複雑にしていたといえよう。

さらに複雑であったのが、そもそもの合股の問題である。胡の請願によると、胡はシンガポールやサマランとの貿易で生計をたてていたが、1896年にシンガポールから同安の自宅に戻り、海澄県人の Khoo に誘われて合股で船のチャーターを行うことになり、5股

で各2,000ドルとなった。胡は最初の払い込み500ドルを支払ったが、合股の約が取り決められた時、Khoo は支払いができず、合股が完全に成り立たなかった。胡は Khoo に500ドルの返還を求めたができず、胡がシンガポールに行っている間に、ドイツ商社の Pasedag & Co. のために Khoo は破産し、Pasedag & Co. はドイツ領事を通じて Khoo のパートナーとして胡を訴え、興泉永道と同安知県によって家は差し押さえられ、親族が逮捕された。そこで胡は領事にドイツ領事に対して Khoo を訴えるように依頼し、また中国側に胡の資産の返還と親族の釈放を求めるように請願している⁽¹³⁰⁾。しかし、領事は胡にパートナーとしての支払い義務があるとみなしていた⁽¹³¹⁾。ここでは、途中で解消された合股の問題が、事態を複雑にしていることが分かる。

ガードナー領事は、中国法では中国商社のパートナーは投資した資本の割合に応じた有限の権利しかないので、西洋人が違う業種の株に投資するように、中国商人は相互に関係のない複数のパートナーになっていたとしている⁽¹³²⁾。これは、中国社会の不安定性も原因であろうが⁽¹³³⁾、かかるリスク分散は資本が分散し、紛争が多発する原因となっていたといえるだろう。

以上のように、英籍華人とそれを利用する中国人らの活動によって、小規模な紛争は激増していくことになる。1899年の駐廈門イギリス領事館の報告は次のように述べている。

大多数の〔清朝側との〕文書往復は英籍華人による負債請求問題に関連しており、英籍華人の多くが当地で小売業に従事し、小売業とは不可分の少額の負債を取り戻すことを我々に依頼する。〔次の〕事例が、領事館が扱うこの種の事件の例証となる。

数日前、当地から30マイル離れた内地の小規模な小売商に対する300両の請求がなされた。原告の帳簿を調べると、原告と被告の間には3年間取引がないことが分かり、その記載は債務者の商売は微々たる規模であることを示していた。

また、別の場合では、領事はイギリス臣民に内地に埋葬され、彼の同族の一員に持ち去られた「祖母の骨」の返還の援助を要請された。イギリス臣民は内地に自身の埋葬地を所有する権利はないだろうと〔領事に〕示唆されつつも、当人はかなりの時間を費やして神聖な遺骨を冒涇から守ることの重要性を領事に対して主張した。同一人物が内地の不動産抵当負債を取り戻すための助言を要請した。私はイギリス法では抵当権者は抵当に入った資産の合法的な所有者であり、中国法も同様であり、彼がそのような担保で貸し付けたのは条約の規定に違反すると指摘した。

この種の2～3の訪問で午前中全体が占められ、イギリスの納税者には何ら酬いることができない。……（中略）

[清朝官僚との] 文書往復の90%が英籍華人の請求に関係するものであるとって過言でなく、恐らくその多くがイギリスの法廷では取り戻すことができない。要するに本領事館の業務の大半は債権回収の代理人としての仕事である。……⁽¹³⁴⁾

そして、この一派を統制する特別な規則が必要で、帰国する華人は増大しているために特別なスタッフを設置する必要について述べている⁽¹³⁵⁾。つまり、イギリス領事は英籍華人の代理人、仲介者となってしまっていたのである。

しかも、華人側はイギリス領事のみを利用してはいたのではない。例えば、Kuo Lai Hsu が Kuo Chan Ch'ing らに負債返済を請求した事件では、原告 Kuo Lai Hsu の請求額2,574ドルは廈門とシンガポールで Te Hsing を開いていた父 Kuo Chen Hsiang から引き継いだものであったが、被告は、負債は1879年2月に和解したものの一部であるとして反論した。被告によると、1879年に Kuo Chieh Lao がシンガポールで破産し、債権者は25%の支払いで合意し、そのなかに Kuo Chen Hsiang もいて、債権額は2,225.83ドルであったとした。その後、1880年に Kuo Chen Hsiang は廈門の中国当局を通じて債権全てを回収しようと試みたが、事件は長期化した。そして Kuo Chen Hsiang の死後、息子が請求を受け継ぎ、中国の法廷を通じて閩浙総督の注意をひき、その影響の下で廈門当局は、Kuo Chieh Lao の妻と兄弟の財産を没収して売却することになるとした。領事は既に返済済みであるとするが清朝側はそれを認めず⁽¹³⁶⁾、結局この事件は被告が300ドルを支払うことで決着した⁽¹³⁷⁾。

この事件では、Kuo Lai Hsu はシンガポールと中国で二重に負債を取り立てていることになる。英籍華人は清朝官僚との関係を利用できれば、それを利用することもできたのである。つまり、英籍華人はイギリス領事と清朝官僚で有利な方を利用しており、イギリス領事は利用可能な仲介人に過ぎなかったことを示す。このように利用できる関係は全て利用するという態度は、紛争を増加させることにもつながったであろう。

その後も、イギリス領事館のスタッフの増員などは行われなかった。1880年代以降の東南アジア移民の増大によって東南アジアからの帰国者は激増しており、イギリス領事はこうした零細かつ複雑な問題を回避するための、何らかの対応が必要になっていた。

それでは、このようにイギリス領事が翻弄されるまで英籍華人の活動を許してしまったのは何故だろうか。オールコックの服装規定以降の状況からそのイギリス側の制度の問題を検討し、その後のイギリスの対応をみていきたい。

V イギリスと清朝のはざままで

1 華人管理制度の動揺

(1) 保護対象のずれ

英籍華人の管理には、まず領事館で登録することで、保護の対象を確定することが重要であった。ところが、だれを保護対象として登録すべきかがイギリス側でも一定ではなかった。

蔡輯の事件【1】の後、スウィンハウ代理領事は上海最高法廷主席判事ホーンビィに対して、香港生まれの中国人が香港以外で保護されないのに、東インド会社法により海峡植民地で生まれた中国人は風貌・服装に関わらず保護する必要があることになっており、同じイギリス植民地生まれでも対応が異なることを指摘していた⁽¹³⁸⁾。そして、実はオールコックの服装規定によっても、この問題は解決されていなかったのである。

1868年10月6日のオールコックの布告が出されると、多くの華人居住者を擁する海峡植民地の総督オード (Sir Harry St. George Ord) は同年12月21日に、オールコックに対して植民地生まれの華人に対する影響についての懸念を伝え⁽¹³⁹⁾、23日には植民地相に対してこの布告が困難と不都合を生じるとし、両親が帰化英国人であってもイギリス臣民を主張した場合は適応しないことを希望するとしていた⁽¹⁴⁰⁾。また、海峡植民地の司法長官ブラッデル (Thomas Braddell) も海峡植民地の華人が中国服と慣習を維持していてもイギリス臣民として扱われており、イギリス法に基づけば両親が帰化英国人であってもイギリス臣民と見なされるとした⁽¹⁴¹⁾。

一方、1869年5月6日オールコックは服装規定に反対する海峡植民地政府に対し、英籍華人は問題が起きたときのみ英籍を主張しており、また中国政府は帰還したイギリス臣民を最も危険で面倒な人とみなしているとして反論し⁽¹⁴²⁾、規定を改定する意思はなかった。

したがって、保護対象を限定するためのオールコックの布告は当初から華人保護を意図する海峡植民地当局とずれを生んでいたといつてよい。

その後、外務省の帰国華人の保護対象は区分の変遷はあったが、基本的な方針は変わらず、1898年11月8日の外務省の覚書では次のように落ち着いている。それによると英籍中国人は6つのカテゴリーに分けることができるとしている。

- (1) 香港領有時の住民。
- (2) 帰化英国人。
- (3) 英領で、英領生まれの両親から生まれた者。
- (4) 英領で帰化英国人の両親から生まれた者。

(5) 英領で中国人から生まれた者。

(6) 英人の父と中国人の母から結婚前に生まれた者。

そして、(1) は中国を含むいかなる場所でもイギリスに保護され、(2)、(5) は中国内を除き保護され、(3) (4) は中国内でも保護され、(6) は中国側が要求せず、すぐに結婚し、洋装するなら保護されるということになっていた⁽¹⁴³⁾。

一方で、植民地の立場は外務省とは異なったままであった。海峡植民地の総督ウェルド (Sir F. A. Weld) は1886年9月30日、スタンホープ (Sir E. Stanhope) 植民地相に対して、植民地で生まれた者は両親がイギリス臣民であっても中国人であってもイギリス領事から同じような保護を受けると考えるとしており⁽¹⁴⁴⁾、海峡植民地の認識が外務省よりも広い範囲の保護対象を想定していたことが分かる。

そして、このずれの問題が1888年に問題を引き起こした。1888年2月21日、駐廈門領事フォレストは海峡植民地政府に対して Ong Beng-Tek の登録申請を拒否したことについて、Ong は海峡植民地のパスポートを保持して廈門に来て、パスポートの不備から当初これを拒否したが、海峡植民地からの電報で両親がイギリス籍であると判明し、登録可能になったとした⁽¹⁴⁵⁾。ここで問題になっていたのは、両親が英籍であることが必要であるという認識と、パスポートの不備の問題であった。

これに対して海峡植民地総督スミス (Cecil C. Smith) は植民地相ナッツフォード (Lord Knutsford) に1888年3月14日に領事は植民地のパスポートを認めるべきであるとした⁽¹⁴⁶⁾。これを受けて植民地省は4月28日、外務省に対して、英籍華人へのパスポートはイギリス籍の地位とイギリス人が親であることを明記したほうがいいが、必要なのは在華イギリス領事と植民地総督への明確で確かな指針であるとした⁽¹⁴⁷⁾。

外務省は植民地省に対して、駐廈門領事は必要な用心をしたのみであるとして、その行為を肯定した。また、パスポートに関連情報を明記することには賛同したが、中国政府との合意までは訓令をだせないとした⁽¹⁴⁸⁾。しかし、外務省の督促にも関わらず、在華イギリス公使ウォルシャム (John Walsham) は交渉に積極的でなく、交渉は進展しなかった。

この認識の相違が再び大きな問題になるのは、先述の胡坤雍の事件【17】であった。海峡植民地総督ミッチェル (C. B. H. Mitchell) は1897年12月6日、マクドナルド公使に対して、胡坤雍の保護を要請したが⁽¹⁴⁹⁾、マクドナルド公使は胡坤雍に対する中国の管轄を否定できないとミッチェル総督に返答し⁽¹⁵⁰⁾、外相ソールズベリ (Cecil, Robert A. T. Gascoyne-, third Marquis of Salisbury) に対しても胡坤雍は保護できないとし、海峡植民地のパスポート発行が不注意であると指摘した⁽¹⁵¹⁾。

これをうけて翌年2月14日に外務省は植民地省に対して、胡坤雍が保護できないことと、

海峡植民地が華人へのパスポート発行により注意を払うことを提案した⁽¹⁵²⁾。植民地省は胡坤雍に対する公使から領事の指示に同意し、海峡植民地にもパスポート発行に注意を払うように連絡したと外務省に伝えている⁽¹⁵³⁾。

これに対して、海峡植民地総督ミッチェルは3月4日の植民地相チェンバレン（Joseph Chamberlain）への報告で、オールコックの規定は死文化しており、保護の範囲が英籍ないし帰化英国人の子に限定されることは当植民地には連絡されていないとした。そして、両親が中国人というだけで植民地に永住している保護が拒否されないことを期待するとしている⁽¹⁵⁴⁾。つまり、海峡植民地側が生地主義のみを重要視していることをあらためて示していた。この認識のずれが、パスポートの問題を生みだしていた。

この問題についてフォレスト領事は、Ong Beng-Tek の問題の際に、海峡植民地総督のサインのあるパスポートが領事館における登録に十分でないことについて、海峡植民地側に次のように回答している。

私の答えは上記の「両親が英籍でない場合は中国ではイギリス臣民として保護を受けられないという」規定が中国系の臣民を送り返す全ての植民地において十分知られていないということです。私はモーリシャス、セイシェル、ベナン、シンガポールなどからの膨大な数のパスポート・証明書を処理しなければなりません、その大半がこの規定に照らして中国においてイギリス臣民と認めることはできないことが分かりました。「帰化英国人」が当地でイギリスの保護の資格があるとしている証明書も1つではありませんでした。そのうえ、これらの保護の要請に関しては、非常に奇妙な疑問も持ち上がりました。申請者の中には買われた子や養子であることを認める者がいることがわかりましたが、イギリス法に関する限り彼らは違法です。何人かは母親が誰かを知らないことを認めました。植民地パスポートの保持を幾分疑わしく思うもう一つの理由は、多くのごまかしが行われているためです。多くのパスポートが2人以上に使用され、多くに肖像写真がなく、「写真の」いくつかは明らかに毀損しているか保持者と似ているところがありません。申請者とパスポートの発行日時を比較した時に、当人が4才の時に発行されていないならなかったものも見つかりました。……（中略）……そこで、両親が生来ないし帰化したイギリス人であって養子ないし買われた子でないことを公的に証明するパスポートを提示することが申請者にとってよいことだと思われまます。違法の問題は、「違法行為」が非常に困難になることによって、ほとんど取り上げられることはなくなるでしょう⁽¹⁵⁵⁾。

つまり、パスポートの発行についての認識のずれが、植民地の杜撰なパスポートの発行に繋がっていたのであろう。1903年にイギリス領事ハウザーは、以前は海峡植民地のパスポートは不適切な定義であり、海峡植民地のイギリス籍であることを証明するのみであったが、それで登録した人数は50人中20名で1～2名を除きやっかいで有害なクラスであると述べている⁽¹⁵⁶⁾。実際、表6をみると、両親についての情報が欠けている部分が多い。また、これまでに述べてきた事例においても出自の怪しい華人が問題を起こすことが多かった。したがって、植民地によるパスポート発行に問題があり、それが問題を大きくしていることが分かる⁽¹⁵⁷⁾。

結局、外務省と植民地省、とりわけ在華イギリス領事と海峡植民地当局との認識のずれが、パスポートによる管理を弛緩させ、そこを華人が利用したとみてよいだろう。こうした間隙を利用した少数の英籍華人が、イギリス領事館の活動を麻痺させていたのである。それでは、華人の保護対象を制限する服装規定はどのようになっていたのだろうか。

(2) 服装規定の無効化

服装規定は廈門の清朝官僚の歓迎するところであったが、廈門の華人は当初から反発し、1873年11月8日、廈門の華人はイギリス公使に自分達の方式の服装でいることと、イギリスの裁判を優先することを要請する公開書簡を出した。この請願に対してイギリス領事ペダーは、英籍華人で領事館においても中国服を着続けているのは一人か二人であるので、当面はあまり問題ではないとしていた⁽¹⁵⁸⁾。そして、1874年に登録を申請した全ての英籍華人が中国服を身につけており、この状況の下で領事は登録を断っており⁽¹⁵⁹⁾、英籍華人を服装によって厳しく制限していた。

ところが、実際には中国服の使用はその後すぐに復活した。1877年にはアラバスター領事はオールコックの服装規定は当地では有効でないとし⁽¹⁶⁰⁾、1879年には華人たちはイギリス領事の保護を受けつつ、中国人としての地位も要求し、当地の官僚によれば服装の重要性などについては馬鹿にしていると報告している⁽¹⁶¹⁾。

イギリス領事も服装規定を重視していなかった。1881年の江頗賛への護照副署問題【8】では、興泉永道は原籍に連絡しないで外国で生まれた場合、生来のイギリス人とは異なり、その地位は服装で決定されるとした⁽¹⁶²⁾。一方、ジャイルズ領事はイギリスの法律ではイギリス臣民には男性の女装以外に服装を制限する法律はないとした⁽¹⁶³⁾。ここに、イギリス領事は服装規定が法律でなく、現実には強制されないという認識を示したのである。

1893年9月1日の Oon Yoo Lee と Oon Byan Shein についての再度の登録申請の際にも【16】、ガードナー領事は、多数の移民は帰国後に半洋装をするので服装による区別は有効ではないとしている⁽¹⁶⁴⁾。つまり、洋装という基準そのものが有効でなくなっていた。

清末廈門における英籍華人問題

表6 1903年中駐廈門イギリス領事館登録中国系英臣民

	名前		出生地	第1回登録日	両親の名前		付記
	英語名	中国名			父	母	
1	Cheang Jim Keng	章壬慶	シンガポール	1894年 1月22日	死去		両親は生来のイギリス臣民
2	Cheang Jim Seong	章壬松	シンガポール	1894年 1月23日	死去		両親は生来のイギリス臣民
3	Cheang Jim Siew	章壬寿	シンガポール	1894年 1月3日	死去		両親は生来のイギリス臣民
4	Chew Boon Tian	周文田	シンガポール	1896年 12月12日	Chew Loon Hian：シン ガポール在住		？
5	Charles Whitfield	主利菓房	廈門	1892年	Whitfield：イギリス人	中国人	両親は廈門で合法的に結婚
6	Choa Cheng Kway	蔡清溪	シンガポール	1894年 10月10日	？		？
7	Choa Li Tek Sim	蔡李得心	シンガポール	1893年	？		？
8	Clifford Parkson	陳柏生	香港	1901年 12月12日	Chan Kwan Ee：香港		洋服を着用
9	Edward Mow Fung		ビクトリア (オーストラ リア)	1903年 5月29日	Mow Fung：香港生まれ		洋服を着用
10	Goh Beng Siang	呉明善	ベナン	1902年 9月1日	死去	？	当初福州で登録
11	Khoo Ewe Chye	邱有才	ベナン	1896年 5月5日	Khoo Gin Siang：ベナ ン在住		？
12	Khoo Gin Haw	邱銀侯	ベナン	1902年 10月13日	Khoo Ting Poh：死去、 帰化英臣民		
13	Kung Phoe Wooi	江頗慰	モールメン	1898年 7月1日	Kung Chin Swee：ラ ングーン在住		？
14	Kung Tsung Ting	江宗珍	廈門	1900年 8月15日	江頗贊 (Kung Phoe Chun)：死去		父は下ビルマのモール メン生まれ
15	Kung Tsung Sun	江宗遜	廈門	1891年 1月14日	江頗贊 (Kung Phoe Chun)：死去		父は下ビルマのモール メン生まれ
16	Kung Tsung Jung	江宗讓	廈門	1894年 9月17日	江頗贊 (Kung Phoe Chun)：死去		父は下ビルマのモール メン生まれ
17	Kung Tsung Tyum	江宗添	モールメン	1901年 5月6日	Kung Wah Yok：ビル マ在住		？
18	Kua Seng Watt	柯成發	シンガポール	1896年 2月26日	？		？
19	Lau Kiong Sin	劉拱辰	シンガポール	1897年 8月17日	死去、帰化英臣民		父がイギリス臣民に帰 化する2年前に生まれ る。
20	Lim Choe Ghee	林祖義	シンガポール	1898年 6月6日 (以前にも登録)	死去、帰化英臣民で あったとされる。		？
21	Lim Soo Tiat	林仕哲	廈門	1893年 1月30日	林祖義 (Lim Choe Ghee)		20の息子

村 上 衛

22	Lim Soo Mai	林仕邁	上海	1901年 6月5日	林祖義 (Lim Choe Ghee)		20の息子
23	Lim Kim Poh	林金寶	ベナン	1903年 2月25日	Lim Boon Thak		両親は生来のイギリス臣民
24	Lim Leong Eng	林良英	シンガポール	1898年 10月24日	死去		両親は生来のイギリス臣民
25	Lim Kheng Yee	林慶餘	サラワク	1901年 6月3日	Lim Eng Moh : サラワク在住、死去		?
26	Low Cheng Koon	劉清昆	シンガポール	1903年 2月19日		死去	シンガポール生まれの中国人の両親からシンガポールで生まれる。
27	Oh Khun Yiong	胡坤雍	シンガポール	1897年 10月1日	死去、以前マラッカに在住		? 1897年10月11日のガードナー領事の報告参照
28	Ong Mah Chao	王馬灶	シンガポール	1894年 3月10日	Ong Gong Ding : ベラック在住		両親はイギリス臣民
29	Patrick See Jung	施讓	クイーンズランド (オーストラリア)	1895年 5月17日	中国人	イギリス人	?
30	See Ewe Lay	薛有礼	マラッカ	1880年 6月25日	See Eng Wat (薛榮樾) : マラッカ生まれ		
31	See Ewe Hoi	薛有輝	マラッカ	1896年 5月18日	See Eng Wat (薛榮樾) : マラッカ生まれ		
32	See Ewe Song	薛有桑	マラッカ	1903年 4月14日			両親は生来のイギリス臣民
33	See Kim Poh	薛金寶	マラッカ	1903年 4月14日			両親は生来のイギリス臣民
34	See Kim Siong	薛金松	マラッカ	1903年 4月14日			両親は生来のイギリス臣民
35	Soon Soh Yan	孫師巖	マラッカ	1877年 5月9日	死去		?
36	Soh Yin Tek	蘇仁徳	シンガポール	1898年 6月4日			両親は生来のイギリス臣民
37	Tan Gim Leng	陳錦鈴	シンガポール	1895年 5月9日	?		?
38	Tan Hock Chye	陳福財	シンガポール	1903年 4月2日			両親はイギリス臣民
39	Tan Swee Kye	陳瑞楷	ラングーン	1899年 5月15日	死去?		?
40	Tay Kun Lim	鄭甘霖	シンガポール	1903年 4月2日			両親はイギリス臣民
41	Teo Yew Cheng	張有慶	シンガポール	1902年 12月19日			両親はイギリス臣民
42	Teo Kiam Huat	張建發	シンガポール	1901年 6月6日	Teo Hoc Loh : シンガポール在住		?
43	Ung Peng Seng	洪炳星	福州	1895年 2月28日	Ung Choom Tee? : 廈門在住		?
44	Wee Hock Siang	黃福祥	シンガポール	1902年 11月5日			両親は生来のイギリス臣民

45	Wee Team Seng	阮添成	シンガポール	1903年 5月18日			両親は生来のイギリス臣民
46	Wee Tema Tew	阮添畴	シンガポール	1903年 4月30日			両親は生来のイギリス臣民
47	Yeo Haing	楊行	ペナン	1882年 3月25日	死去？		？
1	Khoo Sew Neo	許綉娘		1901年 1月28日	？中国人	中国人	？シンガポールで中国人の父とイギリス人の母から生まれ、イギリス臣民として登録した Chew Tai Cheng の寡婦。
2	Khoo Chang Neo	許熾娘		1896年 6月9日	？中国人	中国人	？クイーンズランドで中国人の父とイギリス人の母から生まれ、イギリス臣民として登録した Charles See Jung の寡婦。
3	Amy Jenkins			1902年 8月8日	？	中国人	イギリス臣民 B. M. Jenkins の寡婦（廈門領事館で結婚）

出典：FO228/1497 Enclosure No. 1 in Houser to Satow, No. 11, September 28, 1903

以上のように、保護を限定するために定められた服装規定が華人の無視によって有名無実化していたことも、華人の統制を困難にしていたといつてよいだろう。1903年11月、サトウ（Sir Ernest Mason Satow）公使は、英籍華人は中国各港で116名が登録しているながら、洋装をしているのが8名であるという報告をしており⁽¹⁶⁵⁾、廈門に限らずこの規定は完全に有名無実化していた。

このようなパスポート管理の弛緩と、服装規定の有名無実化は、英籍華人の統制を不可能にしていた。英籍華人の一部はこうした制度の間隙について活動を活性化させ、清朝地方官および現地中国人との間の紛争を激化させ、領事をその渦に巻き込んでいったのである。かくして、イギリスの英籍華人管理制度は崩壊の危機にあった。イギリス側は現実から離れてしまった制度を現実に適応させる必要に迫られていた。

2 イギリスの対応

英籍華人の保護をめぐるのは、オールコックの布告以降、イギリス政府でも議論がなかったわけではない。しかし、議論の本格的進展は先述の1886年の Ong Beng-Tek の件以降である。この件を契機にソールズベリ外相はウォルシャム公使に対して、パスポートと領事の登録システムが全ての来華英籍中国人に対して確立することを基本に中国政府との交渉を促している⁽¹⁶⁶⁾。

1889年5月になってウォルシャム公使はようやく総理衙門との協議を行った。その際にウォルシャムは、服装規定は現実的でないとし、植民地の証明書を保持して開港場に来た場合に、領事が登録証明を出し、清朝地方官が副署することや、証明書を保持する者は保護を受けるが内地に土地を所有できないという提案をした。これに対し、清朝側は、帰化については良く理解できず、オールコックの規定のみが基準となっていることから難色を示した。そして中国には完全な登録のシステムが存在し、地方官は当人が帰化しても本籍の記録に残っており中国人とみなしているとした。1891年4月30日にもウォルシャムは交渉を促したが、総理衙門はオールコックの規定は公式に両政府に認められており、廃止は難しいとしている⁽¹⁶⁷⁾。以後、清朝側との交渉は停滞する。

そこで、イギリス側単独での対応が進められる。植民地の発行する英籍華人の英籍証明書については、香港が最初に改訂を行った。1891年12月23日に香港総督ロビンソン (Sir W. Robinson) は植民地相に対し、イギリス臣民としての地位についての正確な範疇について明記した4つの改訂された証明書を提案し⁽¹⁶⁸⁾、植民地省の承認をうけている⁽¹⁶⁹⁾。その後、海峡植民地においても改訂が行われ、1903年に駐廈門領事は近年、シンガポール政庁によるパスポートの記述は両親の国籍を記すものになったとしている⁽¹⁷⁰⁾。

服装規定をめぐる議論が大きく進展したのは、従来は厳格な管理を主張してきた香港植民地当局⁽¹⁷¹⁾の華人に対する態度の変化であった。1901年、中国人を両親として香港で生まれ、香港の証明書(執照)を保持し、1897年に汕頭領事館で登録した華人が、汕頭で財産を奪われたものの、領事から十分な保護が受けられない事態が発生した。このようにイギリス臣民の待遇に違いがあることに香港総督ブレイク (Sir H. A. Blake) は不満を抱き、1903年4月16日に植民地相チェンバレンに対応を求めている⁽¹⁷²⁾。ここに従来から華人の保護を積極的に図ってきた海峡植民地だけではなく、香港においても華人保護が重要視されてきたことがうかがえる。

この件を受けてサトウ公使は1903年6月15日のメモで、植民地総督に証明書発行の自由裁量を与え、領事がそれに従うことと、服装規定の廃止を提案した⁽¹⁷³⁾。

その後、清朝側との調整については、同年8月26日にブレイク総督は植民地相チェンバレンに、清朝側の態度に変化はないので、イギリス側が保護の対象を決めるべきであると⁽¹⁷⁴⁾、サトウ公使も同様の認識であり⁽¹⁷⁵⁾、ここに清朝政府との調整は放棄された。

11月26日、サトウ公使は再び、服装規定は死文化しているとして無効にすることや、香港総督が中国における保護について制限なく証明書を発行することを提案した⁽¹⁷⁶⁾。

これをうけ、翌年2月29日、外務省は植民地省に対して植民地省に規定を作成することを提案し⁽¹⁷⁷⁾、3月15日、植民地省は外務省に対して、服装規定を廃止し、香港と海峡植

民地生まれで証明書発行前に3年間連続して植民地に居住していたことを証明書発行の条件として提案した⁽¹⁷⁸⁾。外務省の同意を受け⁽¹⁷⁹⁾、植民地省は服装規定の廃止と証明書発行基準の変更について、香港と海峡植民地に連絡し⁽¹⁸⁰⁾、香港では証明書が改訂された⁽¹⁸¹⁾。

外務省からもサトウ公使に連絡がなされ⁽¹⁸²⁾、サトウ公使は1904年8月22日の回状で、いわゆる服装規定の廃止を連絡した。そして、香港については、中国人の両親から生まれた者でも、英籍証明書を発行する直前に植民地に3年連続居住していた場合で、条約港のイギリス領事館で登録した場合は保護を受けられるとし、海峡植民地でも類似の証明書が発行される予定であると伝えた⁽¹⁸³⁾。

これによって、従来はイギリス領で中国人の両親から生まれた者は、中国でイギリス臣民として保護をうけることができなかったのに対し、申請前にイギリス植民地に3年以上連続して居住していた場合は保護をうけられるようになったのである⁽¹⁸⁴⁾。全体として、植民地に定住するイギリス臣民の中国における保護の方向へと転換が進んだと言える。

当然、この規定は英籍華人の数を増大させる可能性があった。しかし、表7にみられるように、廈門よりもむしろ汕頭や広州における英籍華人が増大し、また紛争が増大していく、これは、1906年に廈門に着任したイギリス領事バトラーが内地の家族の土地に関するトラブルを抱える華人の申請を拒絶したからである。その結果、廈門における英籍華人の登録は減少していた⁽¹⁸⁵⁾。つまり、制度の運用は相当程度が領事に依存することになったのである。

つまるところ、このような制度の変更は英籍華人の保護の問題の解決にはならなかった。植民地側は保護の拡大を求めているが、在華イギリス領事館にその能力がないことは明かであり、その状況は何ら改善されないまま、制度だけが変更されたのである。1909年に至っても廈門の領事館業務の多くが英籍華人関係に割かれていたことが（表4参照）、それをよく示している⁽¹⁸⁶⁾。したがって、保護の範囲は領事の裁量に委ねられていた。そのうえ、かかる制度の改変は清朝側との調整を経ていなかったため、双方の紛争の根本的な解決にはつながるものではなかった。こうしたなか、華人は別の選択肢を求めていくことになる。

3 清朝とイギリスを超えて

華人が保護を求める際の選択肢としては、清朝政府もあったといえるだろう。その清朝は華人の経済力を利用するためもあり、19世紀末から華人対策を本格化させた。

華人の保護に関しては、1894年に在シンガポール総領事館が保護証の発給を開始し、1895年に閩浙総督が帰国華人の保護する章程を作製したが、その効果は薄かった。また、1899年には廈門に帰国華人を保護するための保商局が設置されたが、それも腐敗して機

表7 各開港場英籍華人数

	1878年	1903年	1905年	
	英籍華人数	英籍華人数	英臣民総数	英籍華人数 (推計)
天津	1	0	429	1
九江	0	0	102	2
芝罘	0	1	96	0
蕪湖	0	0	52	0
済南	0	0	43	1
杭州	0	0	26	0
長沙	0	0	31	0
漢口	0	0	324	1
広州	1	2	196	17
南京	0	0	20	0
牛莊	0	0	51	0
北海	0	0	13	0
鎮江	0	0	87	0
瓊州	0	0	14	2
梧州	0	0	23	0
重慶	0	0	124	0
成都	0	0	10	0
福州	12	3	148	1
汕頭	0	33	129	74
寧波	1	5	82	0
温州	1	0	18	0
雲南府	0	0	43	0
騰越	0	0	0	0
上海	19	22	1721	20
廈門	6	50	131	51
宜昌	0	0	22	0
台湾	3	0		
合計	44	116	3935	170
出典	FO17/1258	FO881/8972	FO228/2156	

付記：1905年の英籍華人数は英臣民の名前から推定した推計。

能しなかった⁽¹⁸⁷⁾。本論でみてきたように、現地の官民と華人の利害は必ずしも一致するものではなく、両者の利害を調整して華人を保護する制度を整えることは、極めて困難であっただろう。

一方、これまで法規のなかった国籍に関しては、大清国籍条例が1909年3月28日に認可され、翌年3月31日に施行された⁽¹⁸⁸⁾。ここでは、第1章で血統主義に立っていること以外に注目されたのは、第5章の付則第8条において、出籍した場合には内地に居住することができず、国外に放逐され、内地に一切の不動産を所持できないとしていたことであった⁽¹⁸⁹⁾。このことは、英籍華人ら外国籍華人の活動を強く問題視してこの条令が定められたことを示している。

1911年3月27日に福建通商総局は駐廈門イギリス領事に連絡し、本条例は詐欺的な帰化による保護民を認めないことにあり、容易な帰化を認めないとした。奸人が内地に居住しながら、訴訟を妨害し、税や釐金納入を拒否し、起訴されると外国籍となっているとした。しかし、法律が施行されて1年経つが、帰化した者は必要な許可を得ていないので、領事に対して租界に居住する全ての英籍華人に対して国籍条例を遵守させ、中国地方官に報告を行うように明示することと、領事が英籍華人のリストを送付することを要請した⁽¹⁹⁰⁾。ここからも、国籍条例のねらいが外国籍民の活動抑制にもあることが明確にうかがえる。

このように、華人保護についての有効な対策を打ち出さず、華人の統制のみを図っている清朝政府に対し、華人が大きな期待を抱くことは困難であった。一方で、先述のようにイギリスの保護も不安定であった。

こうした中で、列強の中で華人に大きく門戸を開いていたのが日本であった。日本の台湾領有後、台湾籍民は急増しており、20世紀初頭に1,000名を超え、1930年代には1万人にまで激増していくことになる⁽¹⁹¹⁾。

一方、1898年に駐廈門イギリス領事ガードナーは現在海峡植民地生まれの華人は当領事館管轄内に少なくとも10万人いるが、胡坤雍のようにイギリス籍を主張せず、イギリス臣民としての義務を免れているが、中国側の裁判で不利になるとイギリス籍を主張する⁽¹⁹²⁾、と述べている。これは、大多数の華人にとって、イギリス臣民は一貫して一つの選択肢に過ぎなかったことを示している。そして19世紀末から20世紀初頭における移民と帰国者の激増の中で、中国においては英籍華人の増加は限られており、その選択肢は魅力を失っていった。

おわりに

英籍華人は、中国現地の官民の迫害から保護が求められる存在というだけでなく、清朝地方官僚の権威に脅威を与えるものであったため、清朝とイギリス双方から警戒される存在であった。その問題は英籍華人の保護限定を図るオールコックの服装規定によっても解決せず、清朝地方官は英籍華人の範囲を制限し、内地に入り込むことを防止しようとした。しかし、通過貿易や開港場での事業など、英籍華人の経済活動は、地方財政および地方官と地域の生産者の利権構造に打撃を与えるようになっており、清朝地方官はその活動を抑制するが、それは廈門の貿易の発展を阻害していくことになる。

一方で、1880年代頃から、負債問題などにおいて英籍華人と現地中国人の間のトラブルが増大し、英籍華人が擬装英籍商社の設立やその商業形態から引き起こす零細で複雑な紛争に、イギリス領事はその仲介者として巻き込まれ、紛争への対応に忙殺されることになる。英籍華人の活動は、清朝地方官僚だけでなく、イギリス外交官にも衝撃を与えていたのである。そして、こうした英籍華人の活動は、在華外交官とイギリス植民地の間の認識のずれから生じたイギリスのシステムの間隙と服装規定の有名無実化を利用したものであった。そこでイギリスは服装規定を廃止し、ずれを解消して制度を再整備して保護対象を拡大したものの、領事館機能などがそれに対応しておらず、英籍華人の保護の範囲は領事の裁量に委ねられた。そして、廈門においては英籍華人の活動が領事の制限により伸び悩む中で、台湾籍民などの英籍華人以外の活動が拡大していくことになる。

このように、中国で活動する華人は、一つの権力に依存することの危険性からリスクを分散させていたのであり、イギリス臣民は選択肢の一つにすぎなかった。華人達はイギリスの「近代的」制度に惹かれたのではなく、それが有利であるから利用しており、その魅力がなくなれば、当然別の選択肢を選ぶか、選択肢を増やしたのである⁽¹⁹³⁾。一部の英籍華人が東南アジアと中国の両地を根拠地として往復していたのも、その現れであった。

このような華人達の活動は、清朝地方官僚を中心とする秩序だけでなく、イギリスの諸制度をも混乱させるものであり、紛争の拡大は清朝地方官とイギリス領事双方から一層問題視されることになった。したがって、清朝地方官僚とイギリス領事が華人を保護する能力だけでなく、積極的に保護する意思もなかったのは当然のことであった。

したがって、華人達は自ら対応することが重要となった。中国に来た華人達の場合、深刻な治安の問題に直面することになったため⁽¹⁹⁴⁾、自衛を迫られていくことになる⁽¹⁹⁵⁾。

また、東南アジアの華人にとっては、日本との関係を構築できない場合、清朝とイギリスによる保護が限定されている廈門は必ずしも魅力的な場所ではなかった。そのため、東

南アジア華人は薛有文のように東南アジアに活動場所を移動することもあった⁽¹⁹⁶⁾。このほか、植民地である香港や上海租界なども、東南アジア華人の重要な活動拠点となっていく。

しかしながら、東南アジアに本拠を移していても、中国における経済活動を円滑に行うためには新たな対応が求められていた。先述のように債務者の海峡植民地から中国への逃亡が多かっただけでなく、中国から東南アジアへの不正行為による逃亡もあり⁽¹⁹⁷⁾、交通の発達で東南アジアと中国を近づけたものの、取引を保証する制度が追いつかず、不安定な状況をエスカレートさせていたともいえる。しかしながら、本論で論じてきたように清朝地方官やイギリス領事は仲介者としては機能しないことが多いため、東南アジア華人自らの仲介機能を果たす団体を創設することが必要となってきた⁽¹⁹⁸⁾。

なお、本論では、清朝中央政府の役割や、東南アジアにおける華人の対応については十分に検討することができなかった。これらの問題は今後の課題としたい。

註

- (1) 華南から東南アジアへの移民数の変動については、藤村是清「環流的労働者移住の社会的条件」『近代世界の歴史像』（富岡倍雄・中村平八編、世界書院、1995年）、杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』（ミネルヴァ書房、1996年）第10章を参照。
- (2) 杉原前掲書第1章、第3章は、1880年～1913年のアジア域内貿易の発展を強調するが、その中で大きな伸びを示しているのが東南アジアと中国・香港の貿易である。
- (3) 本論では、東南アジアと華南の間で活動する中国系の人々を「華人」と総称する。
- (4) Yen Chin-Hwang, *Coolies and Mandarins: China's Protection of Overseas Chinese during the Late Ch'ing Period*, Singapore: Singapore University Press, 1985; 莊国土『中国封建政府的華僑政策』（廈門大学出版社、1989年）。
- (5) 篠崎香織「シンガポール華人商業会議所の設立（1906年）とその背景——移民による出身国での安全確保と出身国との関係強化」『アジア研究』50-4、2004年。
- (6) 不平等条約特権を利用した「英語を話す中国人」については、本野英一『伝統中国商業秩序の崩壊——不平等条約体制と「英語を話す中国人」』（名古屋大学出版会、2004年）を、宣教師の保護を期待した教民の引き起こした問題については、佐藤公彦『義和団の起源とその運動——中国民衆ナショナリズムの誕生』（研文出版、一九九九年）第二、三、四章を参照。外国籍を保持し、条約特権を利用する中国系の人々についても、林満紅「印尼華商、台商与日本政府之間：台茶東南亞貿易網絡的拓展（1895-1919）」湯熙勇主編『中国海洋發展史論文集』（中央研究院中山人文社会科学研究所、1999年）、工藤裕子「ジャワの台湾籍民——郭春秧の商業活動をめぐって」『歴史民俗（早大・二文）』3、2005年などの台湾籍民についての研究が進展している。
- (7) Yen, *op. cit.*, pp. 28-31; 拙稿「五港開港期廈門における帰国華僑」『東アジア近代史』3、2000年。
- (8) 拙稿「19世紀末、閩南商人の転換——廈門におけるアヘン課税問題を中心に」籠谷直人・

脇村孝平編『帝国のなかのアジア・ネットワーク ―長期の19世紀アジア』世界思想社、2009年。

- (9) 本論で使用する主要史料は以下のとおりである。Great Britain Foreign Office (以下 FO と略称)、General Correspondence, China (以下 FO17 と略称); FO, Embassy and Consular Archives. China: Correspondence Series I (以下 FO228 と略称); FO, Confidential Prints (以下 FO881 と略称); Great Britain Colonial Office (以下 CO と略称)、Hong Kong, Original Correspondence (以下 CO129 と略称); Straits Settlements Original Correspondence (以下 CO273 と略称)
- (10) 廈門小刀会の乱については、佐々木正哉「咸豊三年廈門小刀会の叛乱」『東洋学報』45-4、1963年、黄嘉謨「英人与廈門小刀会事件」『中央研究院近代史研究所集刊』7、1978年を参照。小刀会の乱と帰国華人については、前掲拙稿「五港開港期廈門における帰国華僑」を参照。
- (11) FO228/405, Encl. 1 in Swinhoe to Alcock, No. 6, June 11, 1866; FO228/405 Encl. 2 in Swinhoe to Alcock, No. 6, June 11, 1866.
- (12) FO228/405, Pedder to Alcock, No. 3, February 10, 1866.
- (13) FO228/405, Swinhoe to Alcock, No. 3, May 15, 1866.
- (14) FO228/405, Encl. 3 in Swinhoe to Alcock, No. 6, June 11, 1866.
- (15) FO228/405, Encl. 4 in Swinhoe to Alcock, No. 6, June 11, 1866.
- (16) 7 & 8 Vict., c.65.66. 正式には「外国人に関する諸法を改正する法律 (An Act to amend the Laws relating to Aliens)」。ただし、この法律に帰化イギリス臣民の海外における権利・資格が明記されていた訳ではない。本法の意義については、柳井健一『イギリス近代国籍法史研究 憲法学・国民国家・帝国』(日本評論社、2004年) 209 ~ 228頁参照。
- (17) FO228/405, Swinhoe to Alcock, No. 3, May 15, 1866.
- (18) FO228/405, Swinhoe to Alcock, No. 6, June 11, 1866.
- (19) FO228/405, Encl. in Swinhoe to Alcock, No. 7, June 15, 1866.
- (20) FO881/7061, No. 2, Memorandum by Sir. E. Hertslet respecting British Protection of Anglo-Chinese in China, December 22, 1882.
- (21) FO17/1258, Notification in Alcock to Consul, Circular No. 10, October 7, 1868.
- (22) FO228/623, Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879.
- (23) FO228/623, Encl. 1 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/623, Encl. 2 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879.
- (24) FO228/623, Encl. 3 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879.
- (25) FO228/623, Encl. 4 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/623, Encl. 6 in Giles to Wade, No.34, October 7, 1879; FO228/977, Encl. 4 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/977, Encl. 6 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879.
- (26) FO228/623, Encl. 13 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/977, Encl. 13 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879. 外国人の帰化については、韓国学文献研究所編『万国公法』(亜細亜文化社、1981年) 第2巻第2章第6節およびそのもととなったとされる Henry Wheaton, *Elements of International Law*, 6th ed., Boston: Little, Brown and Company, 1855, pp. 122-130 に記述がみられる。したがって福建通商司道らは『万国公法』ないし原書第6版ではなく、別の英文版を用いていると思われるが、どの版を用いたのかは不明。なお、清末中国知識人の『万国公法』受容については、佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』(東京大学出版会、

1996年)、第1章を参照。

- (27) FO228/623, Encl. 5 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/623, Encl. 8 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879; FO228/623, Encl. 14 in Giles to Wade, No. 34, October 7, 1879.
- (28) FO228/644, Encl. 5 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880; FO228/977, Encl. 5 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880.
- (29) FO228/644, Encl. 8 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880; FO228/977, Encl. 8 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880.
- (30) FO228/875, Forrest to Walsham, No. 2, February 13, 1889.
- (31) FO228/875, Encl. 1 in Forrest to Walsham, No. 2, February 13, 1889.
- (32) FO228/875, Encl. 2 in Forrest to Walsham, No. 2, February 13, 1889.
- (33) FO228/875, Encl. 3 in Forrest to Walsham, No. 2, February 13, 1889.
- (34) FO228/875, Forrest to Walsham, No. 12, May 30, 1889.
- (35) 本論では2種類のパスポートが出てくるが、外国人が中国内地に入る際に使用するパスポートを「護照」、植民地政府の発行するものを「パスポート」として便宜的に区別する。
- (36) Kyuin Wellington Koo, *The Status of Aliens in China*, New York: Colombia University Press, 1912, pp. 268-269.
- (37) FO228/886, Forrest to Walsham, No. 14, July 1, 1890.
- (38) FO228/623, Encl. 1 in Giles to Wade, No. 41, December 24, 1879.
- (39) FO228/623, Encl. 3 in Giles to Wade, No. 41, December 24, 1879.
- (40) FO228/623, Encl. 2 in Giles to Wade, No. 41, December 24, 1879.
- (41) FO228/886, Forrest to Walsham, No. 12, July 1, 1890.
- (42) FO228/875, Encl. 1 in Forrest to Walsham, No. 13, June 3, 1889.
- (43) FO228/875, Forrest to Walsham, No. 13, June 3, 1889.
- (44) FO228/1402, Encl. in Mansfield to Satow, Separate, April 8, 1901, Intelligence Report.
- (45) FO228/2157, Butler to Jordan, No. 2, January 7, 1909.
- (46) 子口半税特権を利用した中国人商人の問題については、本野前掲書、第9、10、11章参照。
- (47) FO228/565, Encl. 1 in Alabaster to Fraser, No. 51, October 11, 1876.
- (48) 兵器の原料となる鉄鍋は輸出禁制品に含まれていた。臨時台湾旧慣調査会『清国行政法』第3巻（臨時台湾旧慣調査会、1910年）、290～292頁。
- (49) FO228/565, Alabaster to Fraser, No. 51, October 11, 1876.
- (50) 前掲拙稿「19世紀末、閩南商人の転換——廈門におけるアヘン課税問題を中心に」。
- (51) FO228/886, Encl. 1 in Forrest to Walsham, No. 5, May 21, 1890.
- (52) FO228/886, Encl. 2 in Forrest to Walsham, No. 5, May 21, 1890.
- (53) FO228/886, Encl. in Forrest to Walsham, No. 9, June 19, 1890.
- (54) FO228/886, Forrest to Walsham, Telegram, June 17, 1890.
- (55) FO228/886, Forrest to Walsham, No. 9, June 19, 1890.
- (56) FO228/886, Forrest to Walsham, No. 16, July 7, 1890.
- (57) FO228/886, Forrest to Walsham, Telegram, July 11, 1890.
- (58) FO228/886, Encl. in Forrest to Walsham, No. 17, July 16, 1890.
- (59) FO228/886, Encl. No. 2 in Forrest to Walsham, No. 23, October 3, 1890.
- (60) FO228/1063, Encl. 1 in Forrest to Walsham, No. 10, October 8, 1890.

- (61) FO228/1063, Encl. 2 in Forrest to Walsham, No.10, October 8, 1890. 福建省全体の釐金収入は光緒7年をピークに減少していく。羅玉東『中国釐金史』（商務印書館、1936年）、562～563頁。
- (62) 19世紀末、廈門は商品輸移出において他地域との競争に敗れ、輸移出は衰退していく。前掲拙稿「清末廈門における交易構造の変動」『史学雑誌』109-3、2000年、47～53頁。
- (63) FO228/696, Encl. 1 in Forrest to Wade, No. 3, April 5, 1882.
- (64) FO228/721, Encl. in Forrest to Grosvenor, No. 4, February 19, 1883.
- (65) FO228/696, Encl. 3 in Forrest to Wade, No. 3, April 5, 1882.
- (66) FO228/696, Encl. 4 in Forrest to Wade, No. 3, April 5, 1882; FO228/696, Encl. 6 in Forrest to Wade, No. 3, April 5, 1882.
- (67) FO228/696, Encl. 1 in Forrest to Wade, No. 4, April 20, 1882.
- (68) FO228/696, Encl. 2 in Forrest to Wade, No. 4, April 20, 1882.
- (69) FO228/696, Forrest to Wade, No. 4, April 20, 1882.
- (70) 拙稿「清末廈門における交易構造の変動」、53頁。
- (71) FO228/696, Encl. 4 in Forrest to Grosvenor, No. 13, November 14, 1882.
- (72) FO228/696, Encl. 5 in Forrest to Grosvenor, No. 13, November 14, 1882.
- (73) FO228/696, Encl. 6 in Forrest to Grosvenor, No. 13, November 14, 1882.
- (74) FO228/696, Encl. 3 in Fraser to Grosvenor, No. 15, December 21, 1882.
- (75) FO228/696, Encl. 4 in Fraser to Grosvenor, No. 15, December 21, 1882.
- (76) FO228/696, Fraser to Grosvenor, No. 17, December 29, 1882.
- (77) FO228/721, Encl. in Forrest to Grosvenor, No. 4, February 19, 1883.
- (78) FO228/721, Forrest to Grosvenor, No. 4, February 19, 1883.
- (79) FO228/721, Encl. 2 in Forrest to Grosvenor, No. 6, May 1, 1883.
- (80) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 5, February 9, 1898; FO228/1281, Encl. 3 in Gardner to MacDonald, No. 5, February 9, 1898.
- (81) FO228/1281, Encl. 1 in Gardner to MacDonald, No. 5, February 9, 1898.
- (82) FO228/1281, Encl. 2 in Gardner to MacDonald, No. 5, February 9, 1898.
- (83) FO228/1281, Encl. 4 in Gardner to MacDonald, No. 5, February 9, 1898.
- (84) 福建南部では輸入された葉煙草を原料とする加工煙草が生産されて、台湾と東南アジアに輸出されていた。前掲拙稿「清末廈門における交易構造の変動」52～53頁。開港場での加工煙草生産は、これらの内地の産業に影響を与えたであろう。
- (85) FO228/1281, Encl. 2 in Gardner to MacDonald, No. 14, April 14, 1898.
- (86) 華人による事業としては、漳州府における台湾籍華人郭禎祥の製糖事業が大規模であるが、これも失敗に終わっている。前掲拙稿「清末廈門における交易構造の変動」、51頁。
- (87) FO228/606, Encl. 1 in Alabaster to Fraser, No. 40, November 21, 1878.
- (88) FO228/606, Encl. 2 in Alabaster to Fraser, No. 40, November 21, 1878.
- (89) FO228/886, Forrest to Walsham, No. 11, June 19, 1890; FO228/886, Forrest to Walsham, No. 14, July 1, 1890.
- (90) FO228/671, Giles to Wade, No.8, March 8, 1881.
- (91) FO228/1113, Gardner to O'Connor, Separate, October 31, 1893, Intelligence Report.
- (92) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 8 February 15, 1898.

- (93) FO228/1113, Gardner to O'Conor, Separate, October 31, 1893, Intelligence Report.
- (94) FO228/1150, Encl. in Ford to O'Conor, Separate, February 3, 1894, Intelligence Report.
- (95) FO228/1189, Encl. 1 in Gardner to O'conor to, No. 10, July 8, 1895.
- (96) FO228/1189, Encl. 2 in Gardner to O'conor, No. 10, July 8, 1895.
- (97) 20世紀初頭には、鼓浪嶼でもっとも立派な建物はサイゴン、海峡植民地、マニラ、台湾で財をなした商人が所有していた。China Imperial Maritime Customs, *Decennial Reports, 1902-1911*, p. 115.
- (98) 篠崎前掲「シンガポール商業会議所の設立（1906年）とその背景」48～49頁。
- (99) FO228/644, Petition to Wade, October 31, 1881.
- (100) FO228/644, Encl. 5 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880.
- (101) FO228/644, Encl. 1 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880; FO228/977, Encl. 1 in Giles to Wade, No. 20, July 6, 1880.
- (102) FO228/645, Giles to Wade, No. 28, September 15, 1880.
- (103) FO228/645, Encl. 2 in Giles to Wade, No. 28, September 15, 1880.
- (104) FO228/645, Encl. 1 in Giles to Wade, No. 52, December 14, 1880.
- (105) FO228/644, Petition to Wade, October 31, 1881.
- (106) FO228/1248, Encl. in MacDonald to Gardner, Separate, May 5, 1897, Intelligence Report.
- (107) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 31, September 13, 1898.
- (108) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 37, December 11, 1898.
- (109) FO228/1320, Encl. in Gardner to MacDonald, Separate, March 30, 1899, Intelligence Report.
- (110) FO228/1320, Encl. in Gardner to MacDonald, Separate, March 30, 1899, Intelligence Report.
- (111) FO228/1497, Hausser to Townley, No. 5, July 8, 1903.
- (112) FO228/1497, Encl. in Hausser to Townley, No. 5, July 8, 1903.
- (113) FO228/1497, Hausser to Townley, No. 5, July 8, 1903.
- (114) FO228/1497, Townley to Hausser, No. 6, July 21, 1903.
- (115) FO228/1497, Hausser to Townley, No. 5, July 8, 1903.
- (116) FO228/2157, Encl. in Butler to Jordan, No. 21, May 19, 1908.
- (117) FO228/2157, Butler to Jordan, No. 21, May 19, 1908.
- (118) FO228/2157, Jordan to Lau Kiong Sin, June 5, 1908.
- (119) FO228/1692, Butler to Satow, Separate, January 22, 1908, Intelligence Report.
- (120) FO228/1357, Encl. in Mansfield to MacDonald, Separate, July 14, 1900, Intelligence Report.
- (121) FO228/1497, Hausser to Townley to, No. 5, July 8, 1903.
- (122) 偽装英籍企業に対しては、駐廈門イギリス領事は疑いのある人物に対して新しい商店を開く場合に、資本、権利ならびに商売の資本についての半分以上が申請者個人に属するという宣誓申告書の作成を要求し、必要なら偽証で起訴できるというような制度も導入された。FO228/1797, Tours to Muller, Separate, April 11, 1911, Intelligence Report. しかし、これは廈門に限定された制度であった。そしてイギリス政府にとっては、より深刻な問題を引き起こしていた偽装英籍株式会社への対応が必要となっていた。偽装イギリス籍株式会社に対するイギリス政府の対応については、本野英一「在華イギリス籍会社登記制度と英中・英米経済関係、1916～1926」『早稲田政治経済学雑誌』357、2004年を参照。
- (123) FO228/1248, Gardner to MacDonald, No. 18, October 11, 1897.

- (124) FO228/1248, MacDonald to Gardner, No. 4, November 3, 1897.
- (125) シンガポールにおける胡坤雍事件の影響については、篠崎香織「シンガポールの華人社会における剪辮論争——異質な人々の中で集団を維持するための諸対応」『中国研究月報』58-10、2004年、5頁参照。
- (126) *The Times*, December 8, 1897.
- (127) FO228/1281, MacDonald to Gardner, No. 2, January 13, 1898.
- (128) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 6, February 11, 1898.
- (129) CO273/235, Encl. in Mitchell to Chamberlain, No. 61, March 4, 1898.
- (130) FO228/1281, Encl. 1 in Gardner to MacDonald, No. 11 March 19, 1898.
- (131) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 11 March 19, 1898.
- (132) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 11 March 19, 1898.
- (133) 中国の資本が合股組織に拡散されていくことの背景に不安定な社会態制があることについては、村松祐次『中国経済の社会態制』（東洋経済新報社、1975年）226～227頁参照。
- (134) FO228/1320, Encl. in Gardner to MacDonald, Separate, July 17, 1899, Intelligence Report.
- (135) FO228/1320, Encl. in Gardner to MacDonald, Separate, July 17, 1899, Intelligence Report.
- (136) FO228/1150, Encl. in Ford to O'Connor, Separate, February 3, 1894, Intelligence Report.
- (137) FO228/1150, Encl. in Ford to O'Connor, Separate, May 3, 1894, Intelligence Report.
- (138) FO228/405, Encl. in Swinhoe to Alcock, No. 7, June 15, 1866.
- (139) FO17/1258, Ord to Alcock, December 21, 1868.
- (140) FO17/1258, Ord to Buckingham, No. 255, December 23, 1868.
- (141) FO17/1258, Braddel to Ord, December 19, 1868.
- (142) FO17/1258, Alcock to Clarendon, No. 49, May 6, 1869.
- (143) FO881/7061, No. 3, Memorandum by Mr. Brant respecting British Protection of Anglo-Chinese in China, November 8, 1898.
- (144) F881/5485, No. 6, Weld to Stanhope, September 30, 1886.
- (145) CO273/152, Encl. in Smith to Knutsford, No. 109, March 14, 1888.
- (146) CO273/152, Smith to Knutsford, No. 109, March 14, 1888.
- (147) FO881/7069, No. 2, Colonial Office to Foreign Office, April 28, 1888.
- (148) FO881/7069, No. 4, Foreign Office to Colonial Office, May 7, 1888.
- (149) FO881/7069, Encl. 1 in No. 40, Mitchell to MacDonald, December 6, 1897.
- (150) FO881/7069, Encl. 2 in No. 40, MacDonald to Mitchell, December 8, 1897.
- (151) FO881/7069, No. 40, MacDonald to Salisbury, December 16, 1897.
- (152) FO881/7069, No. 41, Foreign Office to Colonial Office, February 14, 1898.
- (153) FO881/7069, No. 42, Colonial office to Foreign Office, February 25, 1898.
- (154) CO273/235, Mitchell to Chamberlain, No. 61, March 4, 1898.
- (155) CO273/152, Encl. in Smith to Knutsford, No. 109, March 14, 1888.
- (156) FO228/1497, Encl. 2 in Hausser to Satow, No. 11, September 28, 1903.
- (157) 1898年には広州領事ブレナン（Byron Brenan）が他人のオーストラリアにおける英籍証明書を借りて中国側に投獄された者を保護しようとする華人が出現したとしており、文字情報に依存する証明書そのものに限界もあった。FO228/1282, Brenan to MacDonald, No. 14, March 24, 1898.

- (158) FO228/521, Pedder to Wade, No. 15, November 11, 1873.
- (159) FO228/533, Pedder to Wade, No. 12, August 7, 1874.
- (160) FO228/585, Alabaster to Fraser, No. 62, October 29, 1877.
- (161) FO228/623, Alabaster to Wade, No. 19, June 19, 1879.
- (162) FO228/671, Encl.4 in Giles to Wade, No. 6, March 4, 1881.
- (163) FO228/671, Encl.5 in Giles to Wade, No. 6, March 4, 1881.
- (164) FO228/1113, Gardner to O'Connor, No. 21, October 18, 1893.
- (165) FO881/8972, No. 10, Satow to Lansdowne, November 25, 1903.
- (166) F881/5485, No. 5, Rosebery to Walsham, April 19, 1886.
- (167) FO881/7069, Encl. in No. 15, Memorandum by Beauclerk, November 19, 1891.
- (168) CO129/252, W. Robinson to Knutsford, Confidential, December 23, 1891.
- (169) FO881/7069, No. 14, Memorandum by Hertslet, February 12, 1892.
- (170) FO228/1497, Encl. 2 in Hausser to Satow, No. 11, September 28, 1903.
- (171) 例えば 1891年5月5日、香港総督デ・ボー（Sir G. William Des Vœux）は植民地省に対し、英籍華人の増大により、証明書申請が増大し、中国政府の理解が必要であるとしている。そして、総督の意見としては厳格な服装規定がなければ困難が生じると述べている。
CO129/249, G. Des Vœux to Knutsford, May 5, Confidential, 1891.
- (172) CO129/317, Blake to Chamberlain, Confidential, April 16, 1903.
- (173) FO881/8972, Encl. in No. 2, Memorandum by Satow, June 15, 1903.
- (174) CO129/318, Blake to Chamberlain, Confidential, August 26, 1903.
- (175) FO881/8972, No. 10, Satow to Lansdowne, November 25, 1903.
- (176) FO881/8972, No. 10, Satow to Lansdowne, November 25, 1903.
- (177) FO881/8972, No. 11, Foreign Office to Colonial Office, February 29, 1904.
- (178) FO881/8972, No. 12, Colonial Office to Foreign Office, March 15, 1904.
- (179) FO881/8972, No. 13, Foreign Office to Colonial Office, April 7, 1904.
- (180) FO881/8972, No. 14, Colonial Office to Foreign Office, May 6, 1904.
- (181) CO129/323, May to Lyttelton, Confidential, July 13, 1904.
- (182) FO881/8972, No. 15, Lansdowne to Satow, May 21, 1904.
- (183) FO881/8972, Encl. in No. 27, Circular, Satow to Consuls in China, August 22, 1904.
- (184) FO228/2157, Encl. in Jordan to Butler, No. 8, June 5, 1908.
- (185) FO228/2157, Butler to Jordan, No. 2, January 7, 1909.
- (186) FO228/2157, Butler to Jordan, No. 2, January 7, 1909.
- (187) Yen Chin-Hwang, *op. cit.*, pp. 267-280; 莊国土前掲書 259 ~ 266 頁、篠崎前掲論文、43 ~ 45 頁。
- (188) 『大清法規大全』（上海：政学舎、1910 ~ 1912年）巻2、民政部、国籍。国籍法の制定の背景については川島真『中国近代外交の形成』（名古屋大学出版会、2004年）99 ~ 106 頁を参照。特に出使報告大臣劉式訓が外国籍を利用する中国人の弊害から、国籍法制定の必要性を説いている点は注目される。
- (189) 『清国行政法』第2巻、111 ~ 119 頁。
- (190) FO228/2158, Encl. in Sundius to Jordan, No. 13, May 11, 1911.
- (191) 廈門における台湾籍民については鍾淑敏「日治時期在廈門的台灣人」江文也先生逝世

二十週年紀念學術研討会、2003年、周子峰『近代廈門城市發展史研究（1900-1937）』（廈門大學出版社、2005年）261～282頁参照。

- (192) FO228/1281, Gardner to MacDonald, No. 6, February 11, 1898.
- (193) 岸本美緒は清初の上海では当事者が「国家の裁判」と「民間の調停」を比較衡量の中で選択していたとする。岸本美緒『明清交替と江南社会——17世紀中国の秩序問題』（東京大学出版会、1999年）263頁。外国籍の入手は、こうした選択肢を増やすことであったと言えるだろう。
- (194) 英籍華人を含む帰国した華人は富裕であったことから住宅が襲撃されることもあり【15】、帰国時に携帯する金銭が強奪されることも発生した。FO228/1063, Forrest to Walsham, Telegraph, October 8, 1891; FO228/1452 Encl. in Hausser to Satow, Separate, October 14, 1902, Intelligence Report. またこうした事件が民信局などの送金システムの発達を促したであろう。廈門における民信局の発展については、周子峰前掲書、84～88頁参照。
- (195) 華人に対する脅威に対して、華人は居宅の要塞化や、武装して帰郷することで対応した。FO228/1113, Gardner to O'Connor, Separate, July 1, 1893. Intelligence Report; FO228/1497 Encl. in Hausser to Townley, Separate, January 27, 1903, Intelligence Report.
- (196) 例えば、錦興行の薛有文は1890年には香港上海銀行シンガポール支店の買辦になり、その弟薛有礼も香港上海銀行で勤務したのち、シンガポールの中国語新聞『叻報』を創刊するなど、シンガポールを拠点に活動するようになっている。Song Ong Siang, *One Hundred Years' History of the Chinese in Singapore*, Singapore: Oxford University Press, 1984, pp. 103-104.
- (197) 廈門において長年商売をしていて、名声を得た人物が多大な利益を得られる機会を得るや、突如不正にペナンや海峡植民地に向けて自分宛に荷物を送付して逃亡してしまった事例もあった。FO228/1724, Butler to Jordan, Separate, February 15, 1909, Intelligence Report.
- (198) 篠崎前掲「シンガポール華人商業会議所の設立とその背景」45～51頁はシンガポール華人商業会議所設立の背景には、中国での安全確保と中国に逃亡した債務者の追跡があったとするが、商業会議所に期待されていたのは、まさにそうした問題を調停するための仲介者としての機能であろう。